

# 政策評価調書(政策評価体系図)

所管名: 法務省

21年度成立予算における政策評価体系図 【基本計画(20年3月策定)】	
I. 基本法制の維持及び整備	
1. 基本法制の維持及び整備	
(1) 社会経済情勢に即応した基本法制の整備	
2. 司法制度改革の推進	
(1) 総合法律支援の充実強化	
(2) 裁判員制度の啓発推進	
(3) 法曹養成制度の充実	
(4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	
(5) 法教育の推進	
3. 法務に関する調査研究	
(1) 法務に関する調査研究	
II. 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	
4. 検察権の適正迅速な行使	
(1) 適正迅速な検察権の行使	
(2) 検察権行使を支える事務の適正な運営	
5. 矯正処遇の適正な実施	
(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	
(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	
(3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	
6. 更生保護活動の適切な実施	
(1) 保護観察対象者等の改善更生	
(2) 犯罪予防活動の促進	
(3) 医療観察対象者の社会復帰	
7. 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	
(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	
8. 団体の規制処分の適正な審査・決定	
(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定	
III. 国民の権利擁護	
9. 国民の財産や身分関係の保護	
(1) 登記事務の適正円滑な処理	
(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	
(3) 債権管理回収業の審査監督	
10. 人権の擁護	
(1) 人権の擁護	
IV. 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	
11. 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	
(1) 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	

22年度概算要求における政策評価体系図 【基本計画(21年11月改定予定)】	政策評価 調書番号
I. 基本法制の維持及び整備	
1. 基本法制の維持及び整備	
(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備	①
2. 司法制度改革の推進	
(1) 総合法律支援の充実強化	-
(2) 裁判員制度の啓発推進	②
(3) 法曹養成制度の充実	③
(4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	④
(5) 法教育の推進	⑤
3. 法務に関する調査研究	
(1) 法務に関する調査研究	⑥
II. 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	
4. 検察権の適正迅速な行使	
(1) 適正迅速な検察権の行使	-
(2) 検察権行使を支える事務の適正な運営	⑦
5. 矯正処遇の適正な実施	
(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	⑧
(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	⑨
(3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	⑩
6. 更生保護活動の適切な実施	
(1) 保護観察対象者等の改善更生	⑪
(2) 犯罪予防活動の促進	⑫
(3) 医療観察対象者の社会復帰	⑬
7. 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	
(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	⑭
8. 団体の規制処分の適正な審査・決定	
(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定	-
III. 国民の権利擁護	
9. 国民の財産や身分関係の保護	
(1) 登記事務の適正円滑な処理	⑮
(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	⑯
(3) 債権管理回収業の審査監督	⑰
10. 人権の擁護	
(1) 人権の擁護	⑱
IV. 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	
11. 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	
(1) 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	⑲

## 政策評価調書(政策評価体系図)

V. 出入国の公正な管理
12. 出入国の公正な管理
(1) 出入国の公正な管理
VI. 法務行政における国際化対応・国際協力
13. 法務行政における国際化対応・国際協力
(1) 法務行政の国際化への対応
(2) 法務行政における国際協力の推進
VII. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営
14. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営
(1) 法務行政に対する理解の促進
(2) 施設の整備
(3) 法務行政の情報化
(4) 職員の多様性及び能力の確保

V. 出入国の公正な管理	
12. 出入国の公正な管理	
(1) 出入国の公正な管理	⑳
VI. 法務行政における国際化対応・国際協力	
13. 法務行政における国際化対応・国際協力	
(1) 法務行政の国際化への対応	-
(2) 法務行政における国際協力の推進	21
VII. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	
14. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	
(1) 法務行政に対する理解の促進	22
(2) 施設の整備	23
(3) 法務行政の情報化	24
(4) 職員の多様性及び能力の確保	25

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:法務省		会計:一般会計																																																								
政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書 (項)(事項)	1				2				3				4				5				6				7				8				9				10				11				12				13				14			
			(1)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)					
		(組織)法務本省																																																								
		法務本省共通費																																																								
	×	法務本省一般行政に必要な経費																																																								
	×	国際会議等に必要な経費																																																								
	×	審議会等に必要な経費																																																								
①	●	基本法制整備費																																																								
		基本法制の整備に必要な経費	●																																																							
		司法制度改革推進費																																																								
	◆	総合法律支援の充実強化に必要な経費	◆																																																							
②	●	裁判員制度の啓発推進に必要な経費(主要経費95)(新規)		●																																																						
	●	裁判員制度の啓発推進に必要な経費(成果重視事業)(前年度限り)		●																																																						
③	●	司法試験の実施に必要な経費			●																																																					
④	●	裁判外紛争解決手続の利用促進に必要な経費				●																																																				
⑤	●	法教育の推進等に必要な経費					●																																																			
	◆	日本司法支援センター運営費																																																								
		日本司法支援センター運営費交付金に必要な経費	◆																																																							
⑦	●	検察企画調整費																																																								
		検察の企画調整に必要な経費																																																								
⑧	●	矯正企画調整費																																																								
		矯正の企画調整に必要な経費																																																								
		更生保護企画調整推進費																																																								
⑪	●	保護観察等の企画調整及び推進に必要な経費																																																								
⑫	●	犯罪予防活動の企画調整及び推進に必要な経費																																																								
⑬	●	医療観察の企画調整に必要な経費																																																								
⑰	●	債権管理回収業審査監督費																																																								
		債権管理回収業の審査監督に必要な経費																																																								
⑱	●	人権擁護推進費																																																								
		人権擁護の推進に必要な経費																																																								
⑲	●	訟務費																																																								
		訟務遂行に必要な経費																																																								
		出入国管理企画調整推進費																																																								
⑳	●	出入国管理の企画調整及び推進に必要な経費																																																								
㉑	●	出入国管理業務・システムの最適化実施に必要な経費(成果重視事業)																																																								
		法務省施設費																																																								
23	●	法務省施設整備に必要な経費																																																								
23	●	民間資金等を活用した法務省施設整備に必要な経費																																																								
24	●	法務行政情報化推進費																																																								
		法務行政情報化推進に必要な経費																																																								
	×	登記事務費登記特別会計へ繰入																																																								
		登記事務費の財源の登記特別会計へ繰入れに必要な経費																																																								
		(組織)法務総合研究所																																																								
	×	法務総合研究所共通費																																																								
		法務総合研究所に必要な経費																																																								
⑥	●	法務調査研究費																																																								
		法務に関する調査研究に必要な経費																																																								
21	●	国際協力推進費																																																								
		国際協力に必要な経費																																																								
		(組織)検察庁																																																								
	×	検察官署共通費																																																								
		検察官署の運営に必要な経費																																																								
	◆	検察費																																																								
		検察権の行使に必要な経費																																																								
⑦	●	検察運営費																																																								
		検察運営に必要な経費																																																								
		(組織)矯正官署																																																								
		矯正官署共通費																																																								
	×	矯正管区一般行政に必要な経費																																																								
	×	矯正研修所に必要な経費																																																								
	×	刑事施設に必要な経費																																																								
	×	少年院に必要な経費																																																								
	×	少年鑑別所に必要な経費																																																								
	×	婦人補導院に必要な経費																																																								
⑧	●	矯正管理業務費																																																								
		矯正管理体制の整備に必要な経費																																																								
⑨	●	矯正收容費																																																								
		矯正施設における收容の確保及び処遇等の実施に必要な経費																																																								
⑩	●	矯正施設民間開放推進費																																																								
		矯正施設運営の民間開放の推進に必要な経費																																																								
		(組織)更生保護官署																																																								
	×	更生保護官署共通費																																																								
		更生保護官署一般行政に必要な経費																																																								
		更生保護活動費																																																								
⑪	●	保護観察等に必要な経費																																																								
⑫	●	犯罪予防活動の促進に必要な経費																																																								
⑬	●	医療観察に必要な経費																																																								



## 政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:法務省

会計:登記特別会計

組織又は勘定:登記

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		9			14			
		(項)	(事項)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(4)
		事務取扱費								
	×	事務取扱いに必要な経費								
⑮	●	登記事務処理に必要な経費		●						
⑮	●	登記情報システムの最適化実施に必要な経費(成果重視事業)		●						
⑮	●	地図管理業務・システムの最適化実施に必要な経費(成果重視事業)		●						
		施設整備費								
23	●	施設整備に必要な経費						●		
23	●	民間資金等を活用した登記所の施設整備に必要な経費						●		
⑮	◆	国債整理基金特別会計へ繰入								
		国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費		◆						
	×	予備費								
		予備費								

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	基本法制の維持及び整備 (社会経済情勢に対応した基本法制の整備)		評価方式	総合(実績)事業	番号	①
	19年度	20年度				
歳出予算額(千円)						
(当初)	155,901	150,340		122,498		188,226
(補正後)	155,901	146,077				
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増△減額(千円)						
歳出予算現額(千円)	155,901 <0>	146,077 <0>				
支出済歳出額(千円)		124,518				
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)	<0>	21,559 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、基本法制の整備事業を積極的に推進することとし、これに必要な経費を引き続き概算要求に計上した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	基本法制の維持及び整備 (社会経済情勢に対応した基本法制の整備)					番号	①			政策評価結果等 による見直し額
								(千円)		
予 算 科 目										
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	法務本省	基本法制整備費	基本法制の整備に必要な経費	122,498	188,226		
	小計						122,498	188,226		
対応表に おいて◆ となっているもの										
	小計									
対応表に おいて○ となっているもの							<	>	<	
							<	>	<	
							<	>	<	
							<	>	<	
小計										
対応表に おいて◇ となっているもの							<	>	<	
							<	>	<	
							<	>	<	
							<	>	<	
小計										
合計						122,498	188,226			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	基本法制の維持及び整備 (社会経済情勢に対応した基本法制の整備)			番号	①			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減	(B)+ (C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
合計								



## 平成20年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年度(平成21年度は中間報告) 担当部局名：大臣官房秘書課, 民事局, 刑事局

施 策 名	社会経済情勢に即応した基本法制の整備 (評価書5頁)		政策体系上の位置付け I-1-(1)
施 策 の 概 要	社会経済情勢に即応した民事・刑事基本法制を整備し、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた事後チェック・救済型社会の実現に不可欠の基盤形成を図るとともに、国民に分かりやすい司法を実現するために、法令を理解しやすいものとする。		
予 算 額	平成20年度予算額：150百万円	評 価 方 式	総合評価方式
政策評価の結果の概要	<p>1 平成20年度末日時点において成立・公布した法律</p> <p>【民事関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険法（商法第2編第10章の保険契約に関する規定を全面的に見直し、共済契約をその適用の対象に含めることとするほか、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者の保護に資するための規定を整備し、傷害疾病保険に関する規定を新設するなど、保険契約に関する法制を現代の社会経済情勢に適合したものとするを目的としたもの）</li> </ul> <p>【刑事関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成20年度において、標記施策に関して、成立・公布された法律はない。</li> </ul> <p>2. 既に国会に提出した法案のうち、平成20年度末日時点において成立・公布に至っていないもの</p> <p>【民事関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当事項なし</li> </ul> <p>【刑事関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（平成17年10月提出，平成21年7月廃案）</li> </ul> <p>3. 評価結果 (評価期間未了)</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 規則改革推進のための3か年計画	年月日 平成19年6月22日	記載事項(抜粋) 9 民事・刑事の基本法制の整備等 (1) 民事・刑事の基本法制の整備 社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。また、その用語・表記法においても、新たな時代にふさわしく、かつ国民に分かりやすいものとする。

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	司法制度改革の推進 (裁判員制度の啓発推進)		評価方式	総合(実績)事業	番号	②
歳出予算額(千円)	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
(当初)	326,199	336,846	279,785	125,057		
(補正後)	326,199	336,846				
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増△減額(千円)						
歳出予算現額(千円)	<0>	<0>				
支出済歳出額(千円)						
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	政策評価の目標達成に伴う事業規模の見直しによる旅費の減等					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	司法制度改革の推進 (裁判員制度の啓発推進)					番号	②			政策評価結果等 による見直し額	
								(千円)			
予 算 科 目											
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額					
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	裁判員制度の啓発推進に必要な経費（成果重視事業）	279,785	0	▲ 279,785		
	A	2	一般	法務本省	司法制度改革推進費	裁判員制度の啓発推進に必要な経費（主要経費95）	0	125,057	125,057		
	小計							279,785	125,057	▲ 154,728	
	-----										
対応表に おいて◆ となっているもの	小計										
	-----										
	-----										
対応表に おいて○ となっているもの	小計							<	>	/	
	-----							<	>	/	
	-----							<	>	/	
	-----							<	>	/	
	-----							<	>	/	
対応表に おいて◇ となっているもの	小計							<	>	/	
	-----							<	>	/	
	-----							<	>	/	
	-----							<	>	/	
	-----							<	>	/	
合計							279,785	125,057	▲ 154,728		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	司法制度改革の推進 (裁判員制度の啓発推進)			番号	②			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） (B)+ (C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
裁判員制度啓発推進事業		279,785	125,057	△ 154,728	△ 154,728	△ 154,728		政策評価の目標達成に伴う事業規模の見直しによる旅費等の減額要求を行った。
合計					△ 154,728	△ 154,728		

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名: 刑事局  
 担当者(連絡先): 柳原(3592-7065)

評価実施時期: 平成21年8月

<p>政策名</p>	<p>裁判員制度の啓発推進</p>		<p>番号</p>	<p>②</p>																
<p>政策の概要</p>	<p>裁判員制度は、国民に全く新たな義務を課すものであることから、国民に対し、裁判員制度の意義及び内容を正確に伝え、制度施行前に、制度に対する不安・負担感を確実に払拭し、制度への参加意識の醸成を図っていく必要がある。</p>																			
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>本施策では、国民に対する制度の認知率を100パーセントにするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ者の割合(参加応諾率)を70パーセント以上とすることを目標としている。制度についての情報を提供して広報することは、認知率及び参加応諾率の向上に有効であることから、これまで、広報活動に努めてきた。</p> <p>制度に対する認知率については、平成21年5月から6月にかけて内閣府が実施した「裁判員制度に関する世論調査」(注)において、裁判員制度を知っていると回答した方の割合は97.4パーセントとなっており、目標をおおむね達成した。また、参加応諾率については、同世論調査において、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方(裁判員候補者に選ばれたら裁判所においていただけるかとの質問に対し、「義務であるか否かにかかわらず、行きたいと思う」、「義務であるから、なるべく行かなければならないと思う」と回答した方)の割合が71.5パーセントとなっており、目標を達成した。</p> <p>(注)内閣府による「裁判員制度に関する世論調査」の結果(平成21年5月～6月実施)  <a href="http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-saiban/index.html">http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-saiban/index.html</a></p> <p><b>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</b></p> <p>これまでの広報活動の結果、認知率は目標をおおむね達成し、参加応諾率は目標を達成するなど、一定の成果を上げることができ、裁判員制度広報の所期の目的を達成することができた。裁判員制度の円滑な実施・定着に向け、今後も、必要な取組を進める必要がある。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="418 1518 1248 1823"> <tr> <td colspan="4">達成目標</td> </tr> <tr> <td colspan="4">国民の裁判員制度に対する認知率を100%にするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合を全体の70%以上とする(目標期間は平成18年度から平成20年度とする。)</td> </tr> <tr> <td>目標値等</td> <td>国民の裁判員制度に対する認知率を100%</td> <td>測定結果</td> <td>97.4%(おおむね達成)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合(参加応諾率)を70%以上</td> <td>測定結果</td> <td>71.5%(達成)</td> </tr> </table>				達成目標				国民の裁判員制度に対する認知率を100%にするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合を全体の70%以上とする(目標期間は平成18年度から平成20年度とする。)				目標値等	国民の裁判員制度に対する認知率を100%	測定結果	97.4%(おおむね達成)		裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合(参加応諾率)を70%以上	測定結果	71.5%(達成)
達成目標																				
国民の裁判員制度に対する認知率を100%にするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合を全体の70%以上とする(目標期間は平成18年度から平成20年度とする。)																				
目標値等	国民の裁判員制度に対する認知率を100%	測定結果	97.4%(おおむね達成)																	
	裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ方の割合(参加応諾率)を70%以上	測定結果	71.5%(達成)																	
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																	
	<p>第162回国会 内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成17年1月21日</p>	<p>(国民の「安心」の確保) 裁判員制度の着実な実施</p>																	
	<p>総理大臣閣議発言</p>	<p>平成19年5月22日</p>	<p>内閣を挙げての広報活動への取組</p>																	

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	法曹養成制度の充実		評価方式	番号	③
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額	
（ 当 初 ）	432,222	455,911	471,935	503,433	
（ 補 正 後 ）	379,547	444,735			
前年度繰越額（千円）					
予備費使用額（千円）					
流用等増△減額（千円）					
歳出予算現額（千円）		444,735			
	<0>	<0>			
支出済歳出額（千円）		418,459			
翌年度繰越額（千円）					
不用額（千円）	0	26,276			
	<0>	<0>			
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	（目標）司法制度改革審議会意見及びこれを受けて閣議決定された司法制度改革推進計画の趣旨を尊重し、司法試験の合格者数を平成22年ごろに、3,000人程度とすることを旨とする。				
政策評価結果を受けて 改善すべき点					
評価結果の予算要求等 への反映状況					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	法曹養成制度の充実					番号	③			(千円)
	予 算 科 目							21年度 当初予算額	22年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	司法試験の実施に必要な経費	471,935	503,433	-8,610	
	小計						471,935	503,433	-8,610	
対応表に おいて◆ となっているもの										
	小計									
対応表に おいて○ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
対応表に おいて◇ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
合計						471,935	503,433	-8,610		





## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	司法制度改革の推進 (裁判外紛争解決手続の拡充・活性化)		評価方式	実績	番号	④
	19年度	20年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	24,902	27,219		14,099		12,743
（ 補 正 後 ）		26,116				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）		26,116				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）		13,081				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0	13,035				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	<p>達成目標 紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、認証紛争解決手続（かいけつサポート）の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者）の数を増加させる。 指標：民間紛争解決手続の業務の認証数を対前年度で増加させる。 参考指標1：認証の取得を検討している機関・団体等に対する制度説明会等の実施状況。 参考指標2：認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績。</p>					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	現在、政策評価を実施中であり、評価結果は平成22年度に受ける予定。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	特になし					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	司法制度改革の推進 (裁判外紛争解決手続の拡充・活性化)					番号	④			政策評価結果等 による見直し額
								(千円)		
予 算 科 目										
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	裁判外紛争解決手続の利用促進に必要な経費	14,099	12,743		
	小計							14,099	12,743	
対応表に おいて◆ となっているもの										
	小計									
対応表に おいて○ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
小計										
対応表に おいて◇ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
小計										
合計							14,099	12,743		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	司法制度改革の推進 (裁判外紛争解決手続の拡充・活性化)			番号	④			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） (B)+ (C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
合計								

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	司法制度改革の推進 (法教育の推進)		評価方式	実績	番号	⑤
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	15,840	16,705	15,574	14,225		
（ 補 正 後 ）		16,481				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）		16,481				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）		12,822				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0	3,659				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	<p>達成目標 1 学校教育等における法や司法に関する学習機会を充実させるため、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会を実施し、法教育の推進を図る。 指標：法教育推進協議会（部会を含む。）の実施状況。 目標値等：平成20年度中に部会の検討結果に関する取りまとめを行う。</p> <p>達成目標 2 国民一般へ法教育の意義について理解を広めるため、法教育についての広報活動を行う。 指標 1：説明会・シンポジウム等の実施回数 目標値等：5回以上 指標 2：説明会・シンポジウム等の参加人数 目標値等：500人以上 指標 3：シンポジウム参加者のシンポジウムに対する満足度 目標値等：割合を80%以上</p>					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	特になし					
評価結果の予算要求等 への反映状況	特になし					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	司法制度改革の推進 (法教育の推進)					番号	⑤			政策評価結果等 による見直し額
								(千円)		
予 算 科 目										
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	法教育の推進等に必要な経費	15,574	14,225		
	小計							15,574	14,225	
対応表に おいて◆ となっているもの										
	小計									
対応表に おいて○ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
対応表に おいて◇ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
合計							15,574	14,225		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	司法制度改革の推進 (法教育の推進)			番号	⑤				
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容	
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減	(B)+ (C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)		うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)
合計									

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	法務に関する調査研究		評価方式	事業評価方式	番号	⑥
	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	71,954	52,245	43,209	44,229		
（ 補 正 後 ）	71,954	45,919				
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	71,954	45,919				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	70,114	39,485				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	1,840	6,434				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	<p>必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても高い評価を得て目標を達成できたという結果を踏まえ、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に示された重点課題等に掲げられている真の治安再生のための諸施策の立案・実施に資するものとして、法務に関するテーマ別研究のための経費等を平成22年度概算要求に計上することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無差別殺傷事犯者に関する研究 要求額 1,404千円（新規）</li> <li>・諸外国における位置情報確認制度に関する研究 要求額 8,494千円（新規）</li> <li>・家庭内の重大犯罪に関する研究 要求額 319千円（21年度予算額1,009千円）</li> <li>・刑事政策に関する有効適切な総合調査研究 要求額 34,012千円（21年度予算額37,878千円）</li> </ul>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	法務に関する調査研究					番号	⑥			政策評価結果等 による見直し額
								(千円)		
予 算 科 目										
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	法務総合研究所	法務調査研究費	法務に関する調査研究に必要な経費	43,209	44,229		
	小計						43,209	44,229		
対応表に おいて◆ となっているもの										
	小計									
対応表に おいて○ となっているもの							<	>	<	
							<	>	<	
							<	>	<	
							<	>	<	
小計										
対応表に おいて◇ となっているもの							<	>	<	
							<	>	<	
							<	>	<	
							<	>	<	
小計										
合計						43,209	44,229			



政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	法務に関する調査研究			番号	⑥			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
合計								

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:法務総合研究所  
 担当者(連絡先):井原孝博(内線2814)

評価実施時期:平成21年8月

政策名	法務に関する調査研究		番号	⑥																															
政策の概要	再犯の傾向及び再犯者等の実態, 新たな再犯防止施策, 犯罪発生の社会的背景や犯行の心理的要因について幅広く調査・分析を行い, 留意すべき課題を検討するなどして, 法務省関係部局において, 再犯防止施策等の諸施策を検討する上で活用できる基礎資料を提供する。																																		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)                  本研究は, 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において掲げられた施策について, その検討に活用できる基礎資料を十分に提供することができたと考えられ, また, 法務省関係機関において効果的な諸施策を検討するための基礎資料を提供するとの目的も達成したと評価できる。</p> <p>(必要性)                  社会の治安の悪化に対処し, 国民の体感治安に影響する犯罪情勢を実態に即して多面的に把握するためには, 再犯防止等のための諸施策が必要であり, 実態を反映したデータの収集・分析, 効果的な働き掛け等に関する各種基礎資料に基づいた分析を行い, その結果を実効ある諸施策の検討に反映させていくことが必要不可欠であることから, 本研究は重要な施策である。</p> <p>(効率性)                  法務総合研究所では, 捜査・公判の実務経験のある研究官を始めとして, 刑務官, 少年院教官, 少年鑑別所技官, 保護観察官として犯罪者の処遇を行った実務経験のある研究官がそれぞれの持つノウハウを共有して利用するなど, 他の研究機関に比して, より実態に即し, かつ, 効率的な研究を行うことが可能であることから, 効率性の観点から高く評価できる。</p> <p>(有効性)                  本研究から得られる資料は, 法務省において, 今後, 再犯を犯す危険性の高い者に対する効果的な防止策を実施するためにどのような取組を行っていくべきかを示唆し, 各種の分析結果等に基づいて策定される防止策が適切なものとなることが十分期待できることから, 有効性の観点から高く評価できる。</p> <p>(反映の方向性)                  施策については, 必要性, 効率性, 有効性のいずれの観点においても高く評価できるところ, 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」を受けて, 法務省が取り組む治安再生のための施策の検討に活用できる基礎資料を提供していくため, 本施策については, 研究テーマを変更しつつ, 引き続き実施していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法務省が取り組む施策の検討に活用できる基礎資料として提供する</td> <td>基礎資料の提供</td> <td></td> <td></td> <td>基礎資料を十分に提供できている</td> <td></td> <td></td> <td>前年度実績を維持</td> <td rowspan="2">本研究は, 外部有識者で構成される研究評価検討委員会において, ①研究結果が各施策の検討に活用できる基礎資料を提供するものであるか, ②各評価項目について評価を行い評点の合計点に応じて判定すること, 全体評価を行うこととする。</td> </tr> <tr> <td>委員会で相当程度以上に効果が見込まれるとの評価を得る</td> <td>委員会の評価基準における評価</td> <td>点</td> <td></td> <td>「大いに効果があつた」と認められる(90点)</td> <td></td> <td></td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	20年度			法務省が取り組む施策の検討に活用できる基礎資料として提供する	基礎資料の提供			基礎資料を十分に提供できている			前年度実績を維持	本研究は, 外部有識者で構成される研究評価検討委員会において, ①研究結果が各施策の検討に活用できる基礎資料を提供するものであるか, ②各評価項目について評価を行い評点の合計点に応じて判定すること, 全体評価を行うこととする。	委員会で相当程度以上に効果が見込まれるとの評価を得る	委員会の評価基準における評価	点		「大いに効果があつた」と認められる(90点)		
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の設定根拠・考え方																							
				20年度																															
法務省が取り組む施策の検討に活用できる基礎資料として提供する	基礎資料の提供			基礎資料を十分に提供できている			前年度実績を維持	本研究は, 外部有識者で構成される研究評価検討委員会において, ①研究結果が各施策の検討に活用できる基礎資料を提供するものであるか, ②各評価項目について評価を行い評点の合計点に応じて判定すること, 全体評価を行うこととする。																											
委員会で相当程度以上に効果が見込まれるとの評価を得る	委員会の評価基準における評価	点		「大いに効果があつた」と認められる(90点)			同上																												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																														
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」	平成20年12月22日 (犯罪対策閣僚会議決定)	第2-2 刑務所出所者等の再犯防止																																
「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」	平成20年12月22日 (犯罪対策閣僚会議決定)	第7-1 人的・物的基盤の強化																																	

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	検察権の適正迅速な行使 (検察権行使を支える事務の適正な運営)		評価方式	総合(実績)事業	番号	⑦
	19年度	20年度				
歳出予算額(千円)						
(当初)	2,790,060	2,742,063		3,007,128		3,289,863
(補正後)	2,790,060	2,736,934				
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増△減額(千円)						
歳出予算現額(千円)	<0>	<0>				
支出済歳出額(千円)						
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、「捜査における通訳の適正の確保」、「犯罪被害者等に対する対応の充実」及び「検察広報の積極的推進」等の事業を更に積極的に推進することとした。以上に必要な経費を概算要求したほか、検察広報官3名の増設を要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	検察権の適正迅速な行使 (検察権行使を支える事務の適正な運営)					番号	⑦			政策評価結果等 による見直し額
								(千円)		
予 算 科 目										
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	法務本省	検察企画調整費	検察の企画調整に必要な経費	44,133	45,201		
	A	2	一般	検察庁	検察運営費	検察運営に必要な経費	2,962,995	3,244,662		
	小計					3,007,128	3,289,863			
対応表に おいて◆ となっているもの	小計									
対応表に おいて○ となっているもの	小計					<	>	<	>	
						<	>	<	>	
						<	>	<	>	
						<	>	<	>	
対応表に おいて◇ となっているもの	小計					<	>	<	>	
						<	>	<	>	
						<	>	<	>	
						<	>	<	>	
合計					3,007,128	3,289,863				



政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名: 刑事局  
 担当者(連絡先): 柳原(3592-7065)

評価実施時期: 平成21年8月

<p>政策名</p>	<p>検察権の適正迅速な行使                  (検察権行使を支える事務の適正な運営)</p>	<p>番号</p>	<p>⑦</p>
<p>政策の概要</p>	<p>検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                  検察権行使を支える事務の適正な運営の施策目標の達成に向けて、本施策の具体的措置として「捜査における通訳の適正の確保」、「犯罪被害者等に対する対応の充実」及び「検察広報の積極的推進」等の事業を実施しているところ、いずれの事業も有効であるとの評価結果を踏まえ今後も引き続き実施していくこととする。</p> <p><b>(必要性)</b>                  達成目標 1                  国際化の進展に伴い、外国人が関与する事件の数は依然として高い水準で推移している。これらの事件において適切な捜査を行い、国民の安心・安全な生活を実現するためには、外国人の取調べにおいて、正確・公正な通訳を確保することが必要不可欠である。通訳人セミナーはこの要請に応えるものであり、全国から通訳人の参加を得て、基本的な刑事法の知識や通訳技術を習得させている。適正な捜査の実現のための正確・公正な通訳は、検察権の適正な行使とも密接に関連することから、行政において本施策を実施する必要性が認められる。</p> 達成目標 2 「犯罪被害者等基本計画」において、犯罪被害者等に対する保護・支援体制の充実強化が求められている。そこで、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明するなど必要な情報が提供できるよう、被害者支援員に対し研修を実施し、必要な知識及び技能等を習得させるため、本施策を実施する必要性が認められる。                 達成目標 3 検察が法秩序を維持し、社会正義を実現するためには、検察活動に対する国民の理解と協力を得ることは必要不可欠であり、また、検察広報を実施することにより、現在、進展している司法制度改革に対する国民の理解が得られることとなるため、幅広い層の国民に対し積極的に広報活動を実施する必要性が認められる。 <p><b>(効率性)</b>                  達成目標 1 及び 達成目標 2                  中央において研修を行うことで、全国均一的な通訳人及び被害者支援員の能力向上及び統一的な情報の提供が図られていること、講師や職員の時間面及び資金面での資源投入を最小限に抑えていることから、本施策は効率性が高いと認められる。</p> 達成目標 3 広報活動の実施状況については、各検察庁において、職員が自ら説明を行う説明広報をできる限りの機会をとらえて実施している。また、可能な限り経費を節減しつつ、幅広い層の国民にも情報を提供できるよう、各種イベントへの参加やマスコミの協力を得るなどした周知広報を実施した。さらに、ホームページの継続的運用や全国統一的なパンフレットの作成などにより、効率的な広報に努めている。 <p><b>(有効性)</b>                  達成目標 1                  通訳人セミナー終了後にアンケートを実施したところ、有意義であったとの意見が多数あったことから、正確・公正な通訳を行うために必要とされる知識及び技能が習得され、通訳人としての資質の向上に役立つものであったと考えられ、本施策の有効性が認められる。</p> 達成目標 2 研修後に実施したアンケートにおいて、94.3%の参加者から本研修が役に立つ旨の評価を得ていることから、本研修によって、被害者支援員に必要な知識及び技能等が習得され、被害者支援員としての資質及び能力の一層の向上が図られたものと認められ、本施策の有効性が認められる。                 達成目標 3 平成19年度と比較して、検察の役割や刑事司法について、より多くの機会をとらえて検察庁職員自ら説明を行う説明広報を実施した。また、幅広い層の国民に対して裁判員制度についての周知広報を実施したことなどから、多くの国民において検察に対する理解が深まったものと考えられ、本施策の有効性が認められる。		

(反映の方向性)

達成目標 1

今後とも、本施策を継続するとともに、研修後実施したアンケートにより寄せられた意見や要望を参考にして、更に効果的な教育方法を検討していく。また、適正な通訳人を確保する上での新たな政策の必要性も含めて検討し、通訳人の質的向上のための政策を進めていくことにする。

達成目標 2

犯罪被害者基本法及び同基本計画を踏まえ、被害者支援員が犯罪被害者等への適切な対応を確実にを行うため、今後とも、犯罪被害者等をめぐる諸制度の動向や関係機関との連携・協力の充実等に関する研修を実施する。また、アンケート結果等も踏まえ同研修のカリキュラムや講師の選定等に配慮する必要がある。

達成目標 3

裁判員法施行後は、これまで以上に検察の捜査・公判活動が国民の目に触れる機会が増えることになるため、検察の使命や捜査・公判活動の意義・役割について、国民の正しい理解を得ることが一層重要となる。そのため、今後も引き続き幅広い層の国民に対して、検察広報活動を積極的に実施するとともに、検察庁ホームページの充実を図る必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
捜査における通訳の適正の確保	通訳人に対する研修の実施状況	人		52	50	49		適正な検察権の行使において通訳人の役割が十分に果たされるためには研修を実施し通訳人の能力向上及び統一的な情報の提供を図ることが課題となっている
犯罪被害者等に対する対応の充実	被害者支援員に対する研修の実施状況	人		71	71	70		犯罪被害者等に対する各種支援の実施において被害者支援員の役割が十分に果たされるためには研修を実施し能力向上及び統一的な情報の提供を図ることが課題となっている
検察広報の積極的推進	広報活動実施状況	回		12,999	17,969	26,062	回数について対前年度増	適正な検察権の行使において幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動を実施し検察に対する理解を深め、国民の信頼を高めていくことが課題となっている

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月18日
犯罪被害者等基本計画		平成17年12月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る</li> </ul>

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備		評価方式	総合(実績)事業	番号	⑧
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	3,809,948	4,102,716	4,305,659	4,815,738		
（ 補 正 後 ）	3,809,948	6,409,298	11,331,813			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	3,809,948	6,409,298				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	-	6,373,223				
	平成20年度組替のため					
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	-	36,075				
	-	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況						



政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備					番号	⑧		(千円)
整理番号	会計	組織/勘定	予 算 科 目		事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額	
			項	事項					
対応表において● となっているもの	A	1	一般	(組織) 法務本省	(項) 矯正企画調整費	矯正の企画調整に必要な経費	58,858	92,592	
	A	1	一般	(組織) 矯正官署	(項) 矯正管理業務費	矯正管理体制の整備に必要な経費	4,246,801	4,723,146	
	小計						4,305,659	4,815,738	
対応表において◆ となっているもの									
	小計								
対応表において○ となっているもの						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
	小計								
対応表において◇ となっているもの						<	>	<	>
						<	>	<	>
						<	>	<	>
	小計								
合計						4,305,659	4,815,738		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備			番号	⑧			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
合計								

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施		評価方式	総合(実績)事業	番号	⑨
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	54,266,740	53,665,849	52,133,544	51,233,910		
（ 補 正 後 ）	53,290,405	52,783,620	61,485,785			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	53,290,405	52,783,620				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	-	52,092,461				
	平成20年度組替のため					
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	-	691,159				
	-	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	受刑者及び少年院在院者等の個々の状況に応じた適切な矯正処遇や矯正教育を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。					
政策評価結果を受けて改善すべき点	受刑者に対し、出所後の就労に役立つ免許の取得や、就労に際し必要な知識・技能を習得させることを目的として、「直営工事職業訓練」を実施しているが、「一般職業訓練」の訓練種目に同様な訓練内容が含まれていることから、統合できないか検討する。					
評価結果の予算要求等への反映状況	直営工事職業訓練について、その訓練内容を検討した結果、一般職業訓練において同様な訓練を実施していることから、平成21年度をもって、直営工事職業訓練を一般職業訓練へ統合し、統合される同訓練経費については減額要求する。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施					番号	⑨		(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	2	一般	(組織) 矯正官署	(項) 矯正収容費	矯正施設における収容の確保及び処遇等の実施に必要な経費	52,133,544	51,233,910	-6,581
	小計						52,133,544	51,233,910	
対応表において◆ となっているもの									
	小計								
対応表において○ となっているもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
	小計								
対応表において◇ となっているもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
	小計								
合計						52,133,544	51,233,910		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施				番号	⑨			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	A	2	52,133,544	51,233,910	△ 899,634	△ 6,581	△ 6,581	△ 6,581	執行状況を踏まえ、「直営工事職業訓練」の事業を「一般職業訓練」の事業に統合したことにより、予算の減額要求を行った。
合計			52,133,544	51,233,910	△ 899,634	△ 6,581	△ 6,581	△ 6,581	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:法務省矯正局総務課  
 担当者(連絡先):川野(03-3592-7429)

評価実施時期:平成21年8月

政策名	矯正施設における適正な処遇の実施		番号	⑨		
政策の概要	被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。					
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価) 本施策の実施に当たっては、4つの達成すべき目標を掲げた。 達成目標1として、性犯罪者処遇プログラム受講者の問題性の変化を目標として取組んだところ、再犯リスク要因の得点が低下した。 達成目標2では、出所後の就労に役立つ免許若しくは資格を取得させることを指標として取組んだところ、職業訓練受講者数の割合は上昇し、資格・免許の取得者数は増加した。 達成目標3では、少年院在院者の就労・就学支援を積極的に実施し、出院時の進路決定率の向上を目標として取組んだところ、少年院在院者の進路決定率は、平成18年以前に比べ、高い数値を示した。 達成目標4では、少年院在院者の保護者に対する助言・指導回数増加を目標として取組んだところ、全国の少年院で面談の実施回数や保護者講習会の実施回数が増加した。 以上、4つの目標は概ね達成できたことから、本施策の基本目標である被収容者の個々の状況に応じた適切な矯正処遇や矯正教育を実施し、改善更生及び円滑な社会復帰は図られたといえる。					
	(必要性) 犯罪のない社会、被害者を生まない社会の実現に向けては、再犯の防止が喫緊の課題であるといえ、そのためには、受刑者及び少年院在院者に対し、適正な矯正処遇等を実施し、その改善更生・社会復帰を図っていく必要性が認められる。					
	(効率性) 性犯罪再犯防止指導については、各対象者の再犯リスク要因を測定し、必要な密度のプログラムを提供できたこと、受刑者に対する職業訓練については、一般人と比較して訓練を受講した受刑者の資格取得率が高い数値を示したこと、少年院在院者に対する就労・就学支援については、関係機関と適切に連携しながら行うことができたこと、少年院在院者の保護者に対する面談等についても、保護者参加型の教育活動や講習会に併せて実施するよう努めたことなどから、いずれも効率性が認められる。					
	(有効性) 性犯罪再犯防止指導については、プログラム受講者の再犯リスク要因の得点が低下したこと、受刑者に対する職業訓練については、訓練受講者数の割合は上昇し、資格・免許の取得者数についても増加が見られたこと、少年院在院者の進路決定率については、平成18年以前と比較すると高い数値を示したこと、少年院在院者の保護者面談等の実施については、平成20年以降に本格的に実施された政策であるが、全国の少年院では面談を11,701回、講習会を160回実施しており、一定の効果が見込まれたことなど、いずれも有効性が認められる。					
	(反映の方向性) これらの政策には必要性、効率性及び有効性が認められ、平成21年度においても、推進・継続する。 なお、無駄の削減(行政支出総点検会議指摘事項)の観点から、「直営工事に必要な職業訓練」については、平成22年度以降、一般職業訓練に取り込んで実施することとし、当該訓練分の予算を削減することを検討している。					
	<b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b>					
	達成目標1	個々の受刑者の再犯につながりやすい問題性の大きさに応じた、適切な指導密度の処遇プログラムを実施し、再犯につながりやすい問題性の改善を図る。				
	指標	受刑者の性犯罪プログラム受講前後の問題性の変化	目標値等	プログラム受講者の問題性が低下すること	測定結果	再犯リスク要因の得点が6.57点から5.21点まで低下した。
	達成目標2	受刑者に対し、出所後の就労に役立つ免許若しくは資格の取得、又は職業に必要な知識及び技能の習得を目的として、職業訓練を実施する。				
	指標	受講者数、受講者数/受刑者、修了者数、資格・免許取得者数	目標値等	対前年度増	測定結果	受講者数:2,917人(113人減)、受講者数/受刑者数:4.6%(0.3ポイント増)、修了者数:2,513人(122人減)資格又は免許の取得者数:3,929人(739人増)
達成目標3	少年院在院者に対する就労・就学支援を積極的に実施し、出院時の進路決定率の向上に努める。					
指標	少年院在院者の進路決定率	目標値等	対前年度増	測定結果	39.4%(0.4ポイント減)	
達成目標4	少年院在院者の保護者に対し、機会を捉えて積極的に助言、指導その他の適当な措置をとる。					
指標	保護者面談の実施回数・比率等、保護者講習会の実施回数・比率等	目標値等	平成20年四半期ごとの実施回数・比率等の向上	測定結果	各四半期ごとの面談実施回数は、2,759回、2,577回、3,102回、3,261回と増加傾向にある。講習会実施回数も21回、34回、55回、50回と概ね増加している。	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	記載事項(抜粋)				
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(犯罪対策閣僚会議決定)	年月日	平成20年12月	・受刑者の問題性に合った科学的・体系的な処遇プログラムを展開し、効果を検証して内容の充実及び拡大を図り、改善更生・再犯防止に向けた体制を強化 ・少年の再非行リスクを低減させるため、資質鑑別の向上を図るとともに、生活指導を中心とした矯正教育の充実・強化を図る。		
青少年育成施策大綱(青少年育成推進本部決定)	年月日	平成20年12月	・非行少年に対する矯正教育、改善指導等を充実させる。 ・就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起し、各種の資格取得を奨励する。			

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進		評価方式	総合(実績)事業	番号	⑩
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	7,842,707	12,789,773	14,601,622	14,667,974		
（ 補 正 後 ）	7,775,025	12,532,621	14,601,622			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	7,775,025	12,532,621				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	-	12,453,353				
	平成20年度組替のため	<0>				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	-	79,268				
	-	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況						

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進					番号	⑩			政策評価結果等 による見直し額
整理番号	会計	組織/勘定	予 算 科 目		事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
			項	事項						
A	3	一般	(組織) 矯正官署	(項) 矯正施設民間開放推進費	矯正施設運営の民間開放の推進に必要な経費	14,601,622	14,667,974			
小計						14,601,622	14,667,974			
対応表に おいて● となっているもの										
対応表に おいて◆ となっているもの										
対応表に おいて○ となっているもの						<	>	<	>	
						<	>	<	>	
						<	>	<	>	
	小計									
対応表に おいて◇ となっているもの						<	>	<	>	
						<	>	<	>	
						<	>	<	>	
						<	>	<	>	
合計						14,601,622	14,667,974			



政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進			番号	⑩			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
合計								

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	保護観察対象者等の改善更生		評価方式	総合 <del>(実績)</del> 事業	番号	①
	19年度	20年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	9,524,239	9,858,922		11,098,693		11,291,309
（ 補 正 後 ）	9,535,557	9,871,271				
前年度繰越額（千円）	89,000	36,000				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	9,624,557	9,907,271				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	-	-				
翌年度繰越額（千円）	36,000	94,000				
不用額（千円）	-	-				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	<p>保護観察対象者等の改善更生を図るため、性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施、更生保護施設の積極的活用等の施策を推進したところ、概ね測定指標の目標値を達成し、その必要性・効率性・有効性が認められたことから、引き続き、これらの施策を推進することとしたほか、平成22年度はこれらの評価結果に基づき、簡易薬物検出検査試薬の見直し、協力雇用主の活用の充実強化、更生保護施設における保護人員の拡大等に係る予算要求を行った。</p>					

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	保護観察対象者等の改善更生			番号	①			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
合計								

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	保護観察対象者等の改善更生					番号	⑩			政策評価結果等 による見直し額	
											(千円)
	予 算 科 目									政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	法務本省	更生保護官署企画調整推進費	保護観察等の企画調整及び推進に必要な経費	254,592	226,529			
	A	2	一般	更生保護官署	更生保護活動費	保護観察等に必要な経費	10,844,101	11,064,780			
	小計						11,098,693	11,291,309			
対応表に おいて◆ となっているもの	小計										
対応表に おいて○ となっているもの							<	>	<	>	
							<	>	<	>	
							<	>	<	>	
							<	>	<	>	
	小計										
対応表に おいて◇ となっているもの							<	>	<	>	
							<	>	<	>	
							<	>	<	>	
							<	>	<	>	
	合計						11,098,693	11,291,309			

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名: 保護局総務課予算係  
 担当者(連絡先): 中島 晶 03-3592-7887

評価実施時期: 平成21年 5月

<p>政策名</p>	<p>保護観察対象者等の改善更生</p>	<p>番号</p>	<p>①</p>
<p>政策の概要</p>	<p>保護観察対象者等の改善更生を図るため、保護観察処遇の充実強化、長期刑仮釈放者の社会復帰の促進、更生保護施設の積極的な活用による保護観察対象者等の自立更生の促進等の施策を実施する。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                  保護観察対象者等の改善更生を図るため、覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実施、性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施、地域の経済団体、企業等の協力による協力雇用主の拡大と厚生労働省等と連携した就労支援の実施、保護観察対象少年を主な対象とする社会参加活動の実施、長期刑仮釈放者に対するより積極的な中間処遇の実施、更生保護施設の積極的な活用等の施策を推進したところ、いずれの施策についても、おおむね測定指標の目標値を達成し、その必要性・効率性・有効性が認められた。</p> <p><b>(必要性)</b>                  ○達成目標1                  犯罪的傾向の改善、社会性のかん養、就労の確保等保護観察対象者が抱える個々の問題性等に対応した保護観察処遇を実施するものであり、保護観察対象者の改善更生を図るために必要なものである。                  ○達成目標2                  長期刑受刑者が社会に復帰する際には、特に困難を伴うことが多いことから、仮釈放審理及び仮釈放後の保護観察においては、通常の仮釈放者とは異なる処遇等を行い、その円滑な社会復帰を促進する必要がある。                  ○達成目標3                  近年、刑事施設被収容者数及び再入所者数が著しく増加していることに加え、刑事施設出所者の高齢化の進行や厳しい経済社会情勢等から、保護観察対象者等の自立は困難な状況にあるため、自力では更生が困難な保護観察対象者等について、更生保護施設をより積極的に活用し、宿泊場所の供与、食事の給与及び就職の援助とともに、SST、酒害・薬害教育などの専門的処遇を行い、保護観察対象者等の社会復帰を促進して再犯を防止する必要がある。</p> <p><b>(効率性)</b>                  本施策は、先行する海外の知見や専門家の意見を基に策定した科学的・体系的な処遇プログラムの活用、矯正施設と保護観察所における処遇の一貫性・連続性の確保、厚生労働省との連携による総合的就労支援制度の活用、社会参加活動や更生保護施設における集団処遇の実施などを通じて行っており、効率的に実施されている。</p> <p><b>(有効性)</b>                  ○達成目標1                  ア 指標1 関係                  平成20年の簡易薬物検出検査実施実人員数は前年と同数であったが、覚せい剤事犯保護観察対象者数の新規受理人員が減少していることを考慮すると、実質的には簡易薬物検出検査の実施の積極化が図られていることから、本施策は有効であったと考えられる。                  イ 指標2 関係                  測定結果のとおり、プログラム受講後の評点が受講前の評点を大きく下回っており、本施策は有効であったと考えられる。                  ウ 指標3 関係                  測定結果のとおり、保護観察終了者に占める無職者の割合が減少しており、就労支援対策が一定の効果を上げていることから、本施策は有効であったと考えられる。                  エ 指標4 関係                  社会参加活動の活動場所については、約9パーセント減少しているが、社会参加活動の参加対象である保護観察処分に付された少年(交通短期保護観察を除く)が、前年の17,848人から16,714人へと約6パーセント減少していることが影響しているものと思われる。しかしながら、社会参加活動を実施した保護観察所における調査では、活動に参加した少年から自己有用感や達成感の獲得、視野の拡大、社会性のかん養などに関する肯定的な感想が多く寄せられ、社会参加活動が保護観察対象者の社会適応能力の向上、ひいては改善更生につながっているといえることから、本施策は有効であったと考えられる。                  ○達成目標2                  平成20年末における中間処遇実施予定者の選定率は27.7パーセントであり、前年における選定率(28.6パーセント)と比較して、0.9ポイントの減少となっている。これは仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者数が近時増加傾向にあり、平成20年は前年と比較して277人増(7.9ポイント増)と高い数値を示していることが影響しているものと思われる。指標とした選定率を増加させることはできなかったが、長期刑仮釈放者は社会復帰に際して特に困難を伴うことが多いため、仮釈放当初に更生保護施設という生活の枠組みを与え、雇用情勢や経済情勢に関する知識を付与し、実社会に適応するための基本的な生活訓練を施すことにより、社会での生活リズムの確立や金銭管理、求職等の面において長期刑仮釈放者の社会復帰の促進に一定の効果を有することが認められるため、本施策は有効であるといえる。                  ○達成目標3                  ア 指標1 関係                  測定結果のとおり、全更生保護施設の保護率が前年度と比較して0.4ポイント増となっていることから、本施策は有効であるといえる。                  イ 指標2 関係                  測定結果のとおり、専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人員については、対前年度比27人の増加(平成17年度に比べると1,496人の増加)となっていることから、更生保護施設の積極的な活用を図る本施策は有効であると認められる。</p> <p><b>(反映の方向性)</b>                  これらの結果を踏まえ、引き続き、覚せい剤事犯保護観察対象者及び性犯罪保護観察対象者に対する処遇の充実、保護観察対象者等に対する就労支援の充実、長期刑仮釈放者の社会復帰の促進、更生保護施設の積極的な活用等の施策を推進していくこととする。</p>		

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】					
	達成目標1 保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。					
	指標1	覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬物検出検査実施実人員数	目標値等	対前年増	測定結果	3,664人 (前年3,664人)
	指標2	性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化	目標値等	受講者の問題性の低下	測定結果	3.2点 (受講前6.8点)
	指標3	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等	対前年減	測定結果	18.9% (前年20.0%)
	指標4	社会参加活動の活動場所の確保	目標値等	前年度の数を維持	測定結果	292箇所 (前年322箇所)
	達成目標2 長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。					
	指標	中間処遇実施予定者の選定率(実施予定者/仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者)	目標値等	対前年増	測定結果	27.7% (前年28.6%)
	達成目標3 更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。					
	指標1	全更生保護施設の保護率(年間の収容保護人員/年間の収容可能人員)	目標値等	対前年度増	測定結果	75.0% (前年度74.6%)
	指標2	更生保護施設における専門的自立促進プログラム(SST, 酒害・薬害教育等)の年間実施延べ人数	目標値等	対前年度増	測定結果	7,954人 (前年度7,927人)
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)		
犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008		平成20年12月	第2-2-③<福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施>, 第2-2-④<刑務所出所者等の就労先の確保>, 第2-2-⑤<入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施>, 第2-2-⑧<保護観察における処遇の充実強化>, 第4-4-③<薬物乱用防止に向けた取組の推進>			
子ども安全・安心加速化プラン		平成18年6月20日	Ⅲ-1-(1) (関係機関の連携強化による立ち直り支援の推進)			
犯罪から子どもを守るための対策		平成18年12月19日	第1章-第1節-3-(2) (犯罪防止・再犯防止)			

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	犯罪予防活動の促進		評価方式	総合(実績)事業	番号	⑫
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	592,291	599,112	587,629	563,876		
（ 補 正 後 ）	592,291	597,028				
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	592,291	597,028				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	-	-				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	-	-				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	「法務省事後評価の実施に関する計画」において、平成20年度及び21年度は事後評価の対象としていないため、事後評価の実施に関する計画を策定していない。					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況						

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	犯罪予防活動の促進					番号	⑫			政策評価結果等 による見直し額	
								(千円)			
予 算 科 目											
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額					
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	法務本省	更生保護官署企画調整推進費	犯罪予防活動の企画調整及び推進に必要な経費	29,493	22,436			
	A	2	一般	更生保護官署	更生保護活動費	犯罪予防活動の促進に必要な経費	558,136	541,440			
	小計							587,629	563,876		
対応表に おいて◆ となっているもの	小計										
対応表に おいて○ となっているもの	小計										
								<	>	<	>
								<	>	<	>
								<	>	<	>
								<	>	<	>
対応表に おいて◇ となっているもの	小計										
								<	>	<	>
								<	>	<	>
								<	>	<	>
								<	>	<	>
合計							587,629	563,876			



政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	犯罪予防活動の促進			番号	⑫			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
合計								

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	医療観察対象者の社会復帰		評価方式	総合(実績)事業	番号	⑬
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	215,682	282,114	282,127	241,872		
（ 補 正 後 ）	215,682	281,001				
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	215,682	281,001				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	-	-				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	-	-				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	「法務省事後評価の実施に関する計画」において、平成20年度及び21年度は事後評価の対象としていないため、事後評価の実施に関する計画を策定していない。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況						

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	医療観察対象者の社会復帰					番号	⑬			政策評価結果等 による見直し額	
											(千円)
予 算 科 目											
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額					
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	法務本省	更生保護官署企画調整推進費	医療観察の企画調整に必要な経費	1,477	1,218			
	A	2	一般	更生保護官署	更生保護活動費	医療観察に必要な経費	280,650	240,654	-7,081		
	小計							282,127	241,872	-7,081	
対応表に おいて◆ となっているもの	小計										
対応表に おいて○ となっているもの	小計										
対応表に おいて◇ となっているもの	小計										
合計							282,127	241,872	-7,081		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	医療観察対象者の社会復帰			番号	⑬			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
医療観察対象者の社会復帰に必要な経費		282,127	241,872	△ 40,255	△ 7,081		△ 7,081	執行状況を踏まえ、アドバイザースタッフに対する謝金の活用状況を見直すことにより、予算の減額要求を行った。
合計		282,127	241,872	△ 40,255	△ 7,081		△ 7,081	

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施		評価方式	総合	番号	⑭
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	2,643,525	2,595,507	2,576,624	2,356,579		
（ 補 正 後 ）	2,643,525	2,588,206	2,679,401			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	2,643,525	2,588,206				
支出済歳出額（千円）						
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）						
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	<p>破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。具体的には、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づくオウム真理教（以下「教団」という。）に対する観察処分を厳正に実施するとともに、破壊的団体等に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて適時・適切に政府・関係機関等に提供する。</p> <p>上記目標の評価方法等については、観察処分の実施では、教団の活動状況及び危険性の解明の度合いや関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請への対応状況等を総合的に分析する。他方、政府・関係機関等に対する情報提供については、情報の提供状況（情報提供の正確性、適時性、迅速性）等を検証する。</p>					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>教団に対する観察処分の実施については、関係地方公共団体の長から継続的な調査結果提供の請求を受けるなど施策の効果が認められたという評価結果を踏まえ、今後、更に教団の活動状況及び危険性を解明する必要があることから、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施するための経費として、46,789千円（対前年度△25,101千円）を要求した。</p> <p>一方、破壊的団体等に関する調査の過程で得られる情報については、情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供を行ったという評価結果を踏まえ、今後、更に北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させ、調査体制を充実強化していくための措置として、2,309,790千円（対前年度△194,944千円）の予算要求とともに、北朝鮮・朝鮮総連調査体制の充実強化のための定員要求を行った。（定員要求40人）</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施				番号	⑭		(千円)	
		予 算 科 目						政策評価結果等 による見直し額		
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	公安調査庁	破壊的団体等調査費	破壊的団体等の調査に必要な経費	2,576,624	2,356,579		
	小計							2,576,624	2,356,579	
対応表に おいて◆ となっているもの										
	小計									
対応表に おいて○ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計							<	>	<
対応表に おいて◇ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計							<	>	<
合計							2,576,624	2,356,579		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施			番号	⑭			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） (B)+ (C)-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
合計								

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:公安調査庁  
 担当者(連絡先):太田 智也(03-3592-5302)

評価実施時期:平成21年8月

<p>政策名</p>	<p>破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施</p>		<p>番号</p>	<p>⑭ II-7-(1)</p>
<p>政策の概要</p>	<p>破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(以下「団体規制法」という。)に基づき、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全を図る。</p>			
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b></p> <p>1 オウム真理教(以下「教団」という。)に対する観察処分を厳正に実施するため、必要な調査を行ったほか、教団施設に対する立入検査、教団からの報告徴取を実施した。立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、教団の実態や再発防止処分の必要性の把握等をする上での効率性及び有効性が高いと考える。また、公安調査庁長官が、立入検査及び教団からの報告徴取等を踏まえて、観察処分の期間の更新を請求したところ、公安審査委員会は、団体規制法第5条第4項の規定に基づき、観察処分の期間を更新する決定を行ったことから、施策の効果が認められる。さらに、関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請については、提供先から一定の評価を得ていること及び継続的な調査結果提供の請求を受けていることから、施策の効果が認められる。</p> <p>2 破壊的団体等に関する調査及びその過程で得られた情報の提供に関しては、北海道洞爺湖サミットの開催に際して特別調査体制を敷き、迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力するなど情勢の変化に応じて柔軟に対応した。また、緊急性の高い情報は、随時、政府・関係機関へ直接提供したところ、提供先から更に継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価が得られたと考える。さらに、その他の情報については、各種資料を作成して配付したり、ホームページに掲載するなどした。このように、情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供を行ったと考える。</p> <p><b>(必要性)</b></p> <p>1 団体規制法の規定に基づく観察処分を適切に実施していかなければならない。また、観察処分は、無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持していると認められる場合に行われるものであり、公共の安全の確保のため国が行う必要がある。さらに、教団施設が存する地域の住民等が依然として不安感を抱いており、その不安感を払拭する必要がある。</p> <p>2 北朝鮮、国際テロに関する諸問題のほか、大量破壊兵器拡散問題を始めた外国情報機関による我が国の秘匿された重要情報の入手活動等が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている。このような情勢において、問題に迅速に対応するため、国の情報機関が適時・的確な情報を収集する必要がある。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <p>1 教団が現在も無差別大量殺人行為に関する危険な要素を保持していることに加え、教団施設が存する地域住民が抱いている不安感を払拭する必要があることから、更に教団の活動状況及び危険性を解明するため、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施する。</p> <p>2 国際テロ、北朝鮮に関する諸問題等が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっていることから、これまでと同様、引き続き「官邸における情報機能の強化の方針」等に基づき、我が国及び国民の安全・安心を確保することに寄与するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させ、調査体制を充実強化していく必要がある。</p>			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第164回国会内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成18年1月20日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。</p>	



## 政策評価調書（総括票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	登記事務の適正円滑な処理		評価方式	総合(実績)事業	番号	⑮
	19年度	20年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	66,806,889	71,141,138		70,353,031		66,152,830
（ 補 正 後 ）						
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	0 <0>	0 <0>				
支出済歳出額（千円）						
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0 <0>	0 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	政策評価調書（個別票②）の記載により省略					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	<p>登記情報システムの最適化の実施については、基本目標である「登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。」を達成するために、達成目標として、①全国の登記所の登記情報の電子化、②全国の登記所へのオンライン申請の導入、③登記情報システムの再構築を定めている。①については、平成19年度末までに達成されたため、平成19年度限りとしている。②については、平成20年度末まで全国の登記所に対して導入が完了しており、平成20年度限りとしている。③については、平成20年度から平成22年度にかけて、局単位に現行システムから次期システムに切り替えることとしているため、そのために必要な経費を予算要求している。</p> <p>また、地図管理業務・システムの最適化の実施については、平成19年度から平成22年度末までに全登記所に地図情報システムを導入することとしているが、これまで予定どおり導入が進められており、現時点においては、特段の問題及び課題等は存在しないことから、引き続き「地図管理業務の業務・システム最適化計画」を踏まえ、これに沿って本施策を実施していく予定である。</p>					

政策評価調書（総括票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	登記事務の適正円滑な処理					番号	⑮		政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目						21年度 当初予算額	22年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項				
対応表において● となっているもの	A	1	登記特別	事務取扱費	登記事務処理に必要な経費	17,928,842	20,480,540		
	A	2	登記特別	事務取扱費	登記情報システムの最適化実施に必要な経費	38,006,616	32,553,256		
	A	3	登記特別	事務取扱費	地図管理業務・システムの最適化実施に必要な経費	14,407,573	13,104,034		
	小計						70,343,031	66,137,830	
対応表において◆ となっているもの	B	1	登記特別	国債整理基金特別会計へ繰入	国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	10,000	15,000		
	小計						10,000	15,000	
対応表において○ となっているもの						<	>	<	
						<	>	<	
						<	>	<	
	小計								
対応表において◇ となっているもの						<	>	<	
						<	>	<	
						<	>	<	
	小計								
合計						70,353,031	66,152,830		

政策評価調書（総括票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		登記事務の適正円滑な処理			番号	⑬		
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
合計								

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 年 月

担当部局名：民事局総務課  
担当者（連絡先）：岡田（内線2423）

<p>政策名</p>	<p>登記事務の適正円滑な処理</p>	<p>番号</p>	<p>⑮</p>
<p>政策の概要</p>	<p>登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>（総合的評価）</b> 基本目標である「登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。」を達成するために、達成目標として、①全国の登記所の登記情報の電子化、②全国の登記所へのオンライン申請の導入、③登記情報システムの再構築を定めている。 ①については、不動産が平成18年度末までに約92%の電子化移行が完了しているところ、同19年度末までに全国の登記情報の電子化を完了した。 商業・法人については、平成18年度末までに、全国の登記情報の電子化を完了することができ、指標の目標は達成している。 ②については、不動産が、平成18年度末までに全国の登記所に対して約53%、同19年度末までに全国の登記所に対して約97%の導入が完了していたところ、平成20年度末までに、全国の登記所に対して導入が完了した。 商業・法人については、平成18年度末までに全国の登記所に対して約52%、同19年度末までに全国の登記所に対して約97%の導入が完了していたところ、平成20年度末までに、全国の登記所に対して導入が完了した。 ③については、これまで、専用端末装置の汎用パソコンへの切替え、専用印刷装置の汎用プリンタへの切替えを行うとともに、平成16年度から4か年計画で次期システムの詳細設計以降のシステム開発を進めて、平成19年度は、室内実験を実施し、システム開発を完了した。平成20年度は、一部の法務局・地方法務局において、現行システムから次期システムへ移行を開始した。 以上から、登記情報システムの再構築に係る諸事業及びシステム開発は概ね予定どおり進んでおり、次期システムのみが稼動する平成23年度は、所期の達成目標である削減効果が得られることが見込まれる。</p> <p><b>（必要性）</b> ①については、従来の事務処理について、紙の登記簿等を基にしていたことから、登記簿謄抄本の交付に長時間を要し、利用者からは待ち時間の短縮が望まれていた。また、登記簿の原本を閲覧できたため、登記簿の抜き取り・改ざん等の不正事案も頻発し、登記情報の適正な管理が求められていた。 ②については、登記情報の電子化によるメリットを最大限に活用し、窓口に出向くことなく自宅等から登記申請・登記事項証明書交付申請が可能となるオンライン申請システムを導入することにより、国民の負担軽減、利便性の向上を図る必要がある。 ③については、現在の登記情報システムはメインフレームを中核とし、特定メーカー製のハード・ソフトで構築されているため、オープン市場で安価なハード・ソフトを選択できず、新たな情報処理技術の活用も困難である。柔軟でコストパフォーマンスの高いシステムへ移行することにより、コスト削減を図る必要がある。 登記情報システムについては、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省庁情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、いわゆるレガシーシステム見直しの対象とされ、平成16年11月19日法務省情報化統括責任者（CIO）の決定（平成19年11月7日法務省情報化推進会議改定）により、「登記情報システム業務・システム最適化計画」（以下「最適化計画」という。）を公表している。</p> <p><b>（効率性）</b> 「登記情報システム業務・システム最適化計画」を踏まえ、登記情報システムの最適化実施に必要な経費として、32,553,256千円を要求している（平成22年度）。</p> <p><b>（有効性）</b> ①については、登記情報を電子化し、コンピュータ上で処理することで、登記事項証明書（従前の登記簿謄抄本）の交付に要する時間が短縮され、登記簿の抜き取り・改ざんを防止し、登記事務の信頼性を確保することができる。また、従来管轄の登記所では確認できなかった登記情報を、管轄外の登記所、または自宅から確認することができるシステムの導入も可能となる。 ②については、インターネットを利用した各種申請・届出手続のオンライン化を推進し、国民の負担軽減・利便性向上を実現することで、基本目標達成をめざす。また、「IT政策パッケージ2005」（平成17年2月24日IT戦略本部決定）において、「2008（平成20）年度のできるだけ早期に全国の登記所のオンライン化を実現する。」との目標が掲げられており、電子政府構築の一環として計画的な導入を行うこととした。 ③については、「登記情報システム業務・システム最適化計画」において、登記情報システム最適化の効果として、「オンライン申請の導入を契機とした業務の最適化及び現行システムの見直しによる最適化等を実施することにより、システム運用経費については、平成15年度に比して年間約130億円程度（試算値）の削減が見込まれる。」とされており、より効率的なシステムを導入することによって、システム運用経費の削減を図る。</p> <p><b>（反映の方向性）</b> 「登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。」という基本目標を達成するため、予定どおり登記情報の電子化及びオンライン申請システムの導入が図られ、また、再構築事業も予定どおりシステム開発等が進められており、現時点では、特段の問題点・課題はないことから、引き続き最適化計画を踏まえ、これに沿って本施策を実施していく予定である。</p>		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
平成19年度までに全国の登記所の登記情報を電子化を完了する。	不動産登記	全国の登記簿の総不動産筆数に対する移行完了筆数割合	平成13年度	100%	—	—	平成19年度末	不動産登記については全国約2億7千万筆個、商業・法人登記については約350万社の登記情報を順次電子化することとし、平成19年度末までに全国の登記情報の電子化を完了することとした。
	商業・法人登記	全国の登記簿の総会社・法人数に対する移行完了会社・法人数割合	平成13年度	100%	—	—	平成19年度末	
平成20年度末までに全国の登記所に対してオンライン申請を可能にする。	不動産登記	全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数	平成18年度	約97%	100%	—	平成20年度末	平成16年度から、登記情報の電子化を完了した登記所に順次オンライン申請用機器を導入し、達成目標である平成20年度末までに全国の登記所に対してオンライン申請を可能とすることとした。
	商業・法人登記	全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数	平成18年度	約97%	100%	—	平成20年度末	
平成22年度末までに登記情報システムの再構築を実現する。	不動産登記・商業・法人登記	平成23年度における登記情報システムの運用経費と平成15年度の同経費との比較(平成22年度まで)は、最適化計画を適切に実施することから、同計画の実施状況を報告)	平成20年度	—	—	—	平成23年度	登記情報システムの運用経費削減の実現に向け、段階的な作業計画を立てて取り組んでいくこととした。 ① 再構築第一段階(平成13年度～)専用端末装置及び専用印刷装置の汎用化。 ② 再構築第二段階(平成16年度～)全国の登記所に設置しているホストコンピュータの、法務局・地方務局に1箇所設置されているバックアップセンター(全国50箇所)への集約によるシステム数の大幅な削減。 ③ 再構築第三段階(開発・展開:平成15年度～平成22年度)次期システムの詳細設計以降のシステム開発。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		IT政策パッケージ-2005	平成17年2月24日

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名: 民事局総務課  
 担当者(連絡先): 岡田(内線2423)

評価実施時期: 平成 年 月

<p>政策名</p>	<p>登記事務の適正円滑な処理</p>	<p>番号</p>	<p>⑮</p>																																							
<p>政策の概要</p>	<p>登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。</p>																																									
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                  平成20年度においては、全登記所のうち約63パーセントの登記所に地図情報システムを導入しており、同年度の目標(60パーセント)を達成している。                  この実績を維持すれば、平成22年度末までに全登記所に地図情報システムを導入できる見込みであり、本施策は、予定どおり進捗しているものと評価できる。</p> <p><b>(必要性)</b>                  地図情報システムは、登記情報システムと連動することにより登記情報と地図情報の一体的な事務処理及びサービスを可能とするとともに、インターネットを利用した地図情報の提供等の国民への利便性の向上を図ることも可能とするものであり、「地図管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年度末までに全登記所に地図情報システムを導入する必要がある。</p> <p><b>(効率性)</b>                  「地図管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、オープンな技術を活用するとともに、地図情報センターを全国1か所に集中させるなど、コストが過大とならないように実施している。</p> <p><b>(有効性)</b>                  従来の紙等による地図管理では事務処理が非効率になっており、また、情報の提供方法が紙という手段に限定されていたため、国民の利便性の点で課題があったところ、新たに地図情報システムを導入することにより、登記情報と地図情報の一体的な事務処理や、インターネットを利用した地図情報の提供等が可能となり、事務処理の効率化や国民の利便性の向上が図られている。</p> <p><b>(反映の方向性)</b>                  地図管理業務・システムの最適化の実施については、平成19年度から平成22年度末までに全登記所に地図情報システムを導入することとしているが、これまで予定どおり導入が進められており、現時点においては、特段の問題及び課題等は存在しないことから、引き続き「地図管理業務の業務・システム最適化計画」を踏まえ、これに沿って本施策を実施していく予定である。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="437 1473 1302 1771"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システム導入登記所数の割合を完了する。</td> <td>全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合</td> <td>%</td> <td>平成20年度</td> <td>約16%</td> <td>約36%</td> <td>約63%</td> <td>平成18年度:15% 平成19年度:35% 平成20年度:60% 平成21年度:80% 平成22年度:100%</td> <td>平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了する達成目標を前提として、各年度における地図情報システム導入登記所数の割合を目標値として設定したもの。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システム導入登記所数の割合を完了する。	全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合	%	平成20年度	約16%	約36%	約63%	平成18年度:15% 平成19年度:35% 平成20年度:60% 平成21年度:80% 平成22年度:100%	平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了する達成目標を前提として、各年度における地図情報システム導入登記所数の割合を目標値として設定したもの。																		
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																												
				18年度	19年度	20年度																																				
平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システム導入登記所数の割合を完了する。	全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合	%	平成20年度	約16%	約36%	約63%	平成18年度:15% 平成19年度:35% 平成20年度:60% 平成21年度:80% 平成22年度:100%	平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了する達成目標を前提として、各年度における地図情報システム導入登記所数の割合を目標値として設定したもの。																																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 IT政策パッケージ2005</p>	<p>年月日 平成17年2月24日</p>	<p>記載事項(抜粋) 「不動産登記・商業法人登記のオンライン申請については、需要の多い登記所を中心にシステム導入を図ることとし、円滑なシステムの移行に努めるとともに、2008年度の出来るだけ早期に全国の登記所のオンライン化を実現する。」</p>																																							

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理		評価方式	総合(実績)事業	番号	⑬
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	1,286,578	1,220,862	1,219,435	1,100,253		
（ 補 正 後 ）						
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	0 <0>	0 <0>				
支出済歳出額（千円）						
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0 <0>	0 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することが我が国における身分関係の安定及び法秩序の維持・安定を図るものであることから、申請された事件を適正・円滑に処理することができたか否かを評価する。					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>国籍事務は日本国籍の取得、離脱、喪失及び国籍の選択に関する事務であり、また、戸籍事務は日本国民の身分関係と国籍を登録及び公証する戸籍に関する事務であるところ、関係法令の規定に従って、これらの事務を適正・迅速に行い、質の高い事務処理体制を構築することにより、我が国における身分関係の安定を図っている。</p> <p>供託事務は、供託申請が受理されることにより、債務の弁済、裁判上の保証、営業上の保証など一定の法律上の目的を達成させようとするものであるところ、債務の消滅など債権債務関係の基本を確定する効果をもたらす制度として、私人間の取引や各種事業者の経済活動あるいは裁判・執行手続や税の徴収手続、選挙手続等、国の基本政策にも密接に関係して幅広く活用され、その事件数も高い水準を維持しており、法秩序の維持・安定に寄与している。</p> <p>そこで、これらの事務を引き続き適正・迅速に行うことが、我が国における身分関係の安定及び法秩序の維持・安定を図るものであることから、今後とも、関係法令の規定に従い、効率的で質の高い事務処理体制を維持するために必要な経費を予算要求している。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理					番号	⑬			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目									
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	法務局	国籍等事務処理経費	国籍等事務処理に必要な経費	1,219,435	1,100,253		
	小計						1,219,435	1,100,253		
対応表に おいて◆ となっているもの										
	小計									
対応表に おいて○ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
対応表に おいて◇ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
合計						1,219,435	1,100,253			





## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	国民の財産や身分関係の保護 (債権管理回収業の審査監督)		評価方式	実績	番号	①
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	20,161	18,889	9,283	10,946		
（ 補 正 後 ）		16,995				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）		16,995				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）		16,017				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0	978				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	<p>達成目標 債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除する。</p> <p>指標 1 債権回収会社に対する立入検査の実施状況（実施率＝実施会社数÷営業会社数×100）</p> <p>目標値等 対前年度増</p> <p>指標 2 債権回収会社に対する立入検査で指摘した事項の改善状況</p> <p>目標値等 －</p> <p>参考指標 1：回収先（債務者）ヒアリングによる回収状況把握 参考指標 2：債権管理回収業の営業許可審査の件数 参考指標 3：債権回収会社に対する行政処分の件数 参考指標 4：債権回収会社に対する苦情・相談受付状況</p>					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	特になし					
評価結果の予算要求等 への反映状況	特になし					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	国民の財産や身分関係の保護 (債権管理回収業の審査監督)					番号	⑰			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							21年度 当初予算額	22年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	法務本省	債権管理回収業審査監督費	債権管理回収業の審査監督に必要な経費	9,283	10,946		
	小計						9,283	10,946		
対応表に おいて◆ となっているもの										
	小計									
対応表に おいて○ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
対応表に おいて◇ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
合計						9,283	10,946			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	国民の財産や身分関係の保護 (債権管理回収業の審査監督)			番号	①			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） (B)+ (C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
合計								

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:司法法制部審査監督課  
担当者(連絡先):川上洋一(内線:5914)

評価実施時期:平成19年5月

政策名	国民の財産や身分関係の保護 債権管理回収業の審査監督	番号	⑩
政策の概要	債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図り、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除する。		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 立入検査実施率の若干の低下(対象会社数の増等による)と行政処分の実施はあったものの、立入検査指摘事項の改善状況については良好な結果が得られ、また、債務者ヒアリングの実施件数が増加し、苦情・相談受付状況として、反社会的勢力の参入や過酷な債権取立てに関する事実等特に問題となる事項は認められなかったことから、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害の未然防止及び暴力団等反社会的勢力の参入排除という所期の目的を達成することができ、本施策は総じて有効であったものと認められる。</p> <p>(必要性) ①公益性 我が国の経済の健全な発展のためには、金融システムの安定化・再生が何よりも重要であり、そのためには、金融機関等の抱える不良債権処理を早急に処理する必要がある。そこで、不良債権処理の重要なインフラである債権回収会社に対する適切な監督を行うことにより、債権回収過程の適正確保及び国民経済の健全な発展がもたらされることになる。 ②官民の役割分担 監督官庁である法務省の指導・監督の下、民間業者である債権回収会社が特定金銭債権の管理・回収を行うことにより、債権回収過程の適正を確保する。 ③国と地方との役割分担 債権回収会社制度の許認可・監督事務は、法務省本省のみで行う。 ④民営化・外部委託の可否 暴力団等反社会的勢力が関与しやすい債権の管理回収業務の適正確保という施策の特殊性にかんがみ、民営化・外部委託を行うことはできない。 ⑤緊要性の有無 金融機関等による資金供給の円滑化を図るため、金融機関等が抱える膨大な不良債権処理を効率的に処理することは喫緊の課題であり、債権回収会社の業務の適正な運用を確保しつつ、不良債権の早期処理を行う必要がある。 ⑥他の類似施策(他省庁分を含む) 平成14年10月に金融庁が策定した「金融再生プログラム」。 平成16年12月に金融庁が策定した「金融改革プログラム」。 ⑦社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否&lt;継続事業のみ&gt; 債権回収会社の業務は、不良債権処理及び債権流動化の促進並びに倒産処理の促進等、今後もより一層その役割が拡大するとともに、債権回収会社の数も増加することが見込まれることから、その適正な運営の確保を維持していく必要がある。</p> <p>(効率性) ①コスト(単年度、後年度トータル) 10,700千円(平成21年度概算要求額) ②手段の適正性 債権回収会社が違法・不当な業務を行うことのないよう、申請会社に対する許可審査及び債権回収会社に対する立入検査並びに回収先(債務者等)に対するヒアリングを実施するとともに、債務者等からの苦情に基づき、債権回収会社に違法・不当な回収行為が見られた場合には、適切に業務改善命令などの行政処分措置を講じるなどの監督は、債権管理回収業の適正を確保するためには、最も効果的・効率的な手段であり、これらに代わる他の手段により監督を実施することはできない。 ③費用対効果分析など効果とコストとの関係に関する分析 平成18年度及び同19年度には、債権管理回収業務の適正を確保するための債権回収会社に対する監督を実施したところ、後記の施策の有効性において記載したとおり、債権回収会社の許可審査及び適切な監督が行われた結果、業界における暴力団排除の趣旨が徹底されるとともに、過酷な取立を防止することができ、債権管理回収業務の適正確保の効果を挙げている。引き続き不良債権処理及び債権流動化の促進並びに倒産処理の促進等、今後もより一層その役割が増大するとともに、債権回収会社数は更に増加の傾向にあることから、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、予算措置が必要である。 ④適切な受益者負担 該当なし。</p> <p>(有効性) ①これまで達成された効果、今後見込まれる効果 債権回収という業務行為の性質上、一般的には暴力団等の反社会的勢力の参入や、債務者に対する過酷な取立等が行われる懸念があるところ、債権管理回収業の許可会社数は増加するなか、立入検査実施率の若干の低下と行政処分の実施はあったものの、立入検査指摘事項の改善状況については良好な結果が得られ、また、債務者に対する回収状況ヒアリングの実施件数が増加し、債権回収会社に対する苦情・相談受付状況として、反社会的勢力の参入や過酷な債権取立てに関する事実等特に問題となる事項は認められなかったことから、債権回収会社の許可審査及び適切な監督が行われた結果、業界における暴力団排除の趣旨が徹底されるとともに、過酷な取立を防止することに寄与できたものと評価することができる。今後も債権回収会社の業務運営等が適正になされるように監督を行うことにより、不良債権の処理が一層促進され、ひいては国民経済の健全な発展に資することができる。 ②効果の発現が認められる時期 金融機関の抱える不良債権処理が進み、金融機関による資金供給の円滑化が図られることにより、国民経済の健全な発展が認められることが究極の効果の発現ではあるが、その目標を達成するための中間目標である、債権管理回収業の適正な運営が常に確保されているということも効果の発現であるといえることから、毎年度において効果の発現が見込まれる。</p> <p>(反映の方向性) 債権管理回収業の許可審査、債権回収会社に対する立入検査及び行政処分等、債権管理回収業に関する審査監督が適切かつ効率的に行われたことにより、債権回収会社の業務運営の適正が確保され、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するという所期の目的を達成した評価結果を踏まえ、債権管理回収業の審査監督について、引き続き推進することとした。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p>		

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
債権回収 会社の違 法・不当な 業務によ る国民被 害を未然 に防止す るととも に、暴力 団等反社 会的勢力 の参入を 排除する。	立入検査 実施率	%	前年度	37.9	37.6	42	対前年 度増	債権回収会社の適正な 業務運営を確保すること を目的として定期的に立 入検査を実施する。
	立入検査 指摘事項 の改善状 況	-	-	※指摘事項についてはそれぞ れ改善措置が執られ、妥当な業 務が行われており、特に問題と なる事項は認められず、良好な 結果であった。			-	立入検査の際に指摘し た事項の改善状況につ いて分析する。
	回収先ヒ アリングに よる回収 状況把握	件(累 計)	-	279	326	349	-	回収先(債務者等)に対 する回収状況について のヒアリング件数及びそ の内容を分析する。
	営業許可 審査件数 (累計)	件	-	106	116	118	-	許可については、暴力団 等がその事業活動を支配 すること、従業員に暴力 団が含まれていないか などについて調査する。
	行政処分 の件数	件	-	0	2	2	-	債権回収会社に対して 行政処分を発出すること となった事実関係及びそ の件数を測定する。
	苦情・相 談受付状 況	件	-	53	54	53	-	法務省が受け付けた債 務者等からの苦情件数 及びその内容を分析す る。
					※平成18年度の行政処分の内容は、反社会的勢力の参入や過酷な債権取立てに関するものではない。			

関係する施政方針演 説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		該当なし	

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	人権の擁護		評価方式	総合	番号	⑱
	19年度	20年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	3,679,487	3,644,041		3,582,255		3,571,803
（ 補 正 後 ）	3,679,487	3,640,347		3,582,255		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	3,679,487	3,640,347				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	3,679,487	3,640,347				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	<p>本施策は、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としている。</p> <p>測定にあたっては、啓発活動の実施状況、啓発活動の参加人数等の国民の参加状況及び啓発活動参加者に対するアンケート結果等を概観する。また、法務局及び地方法務局が扱う人権侵害事件（とりわけ、潜在化しやすい子どもや障害のある人等の社会的弱者に対する人権侵害事件）及び人権相談の内容・件数の動向等を分析する。</p>					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	<p>各種啓発活動について、講演会等イベント形式のものは参加者から高い評価を得ている一方、街頭啓発型の活動については、その効果の検証が難しく、啓発活動の在り方について今後検討する必要がある。</p>					
評価結果の予算要求等 への反映状況	<p>これまでの取組の結果、効果が見込まれることから、本事務事業を引き続き推進するため、継続して予算要求を行った。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	人権の擁護					番号	⑩			政策評価結果等 による見直し額	
								(千円)			
予 算 科 目											
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額					
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	法務本省	人権擁護推進費	人権擁護の推進に必要な経費	2,081,017	2,049,967			
	A	2	一般	法務局	人権擁護活動費	人権擁護活動に必要な経費	1,501,238	1,521,836			
	小計							3,582,255	3,571,803		
対応表に おいて◆ となっているもの	小計										
対応表に おいて○ となっているもの	小計							<	>	<	>
								<	>	<	>
								<	>	<	>
								<	>	<	>
								<	>	<	>
対応表に おいて◇ となっているもの	小計							<	>	<	>
								<	>	<	>
								<	>	<	>
								<	>	<	>
								<	>	<	>
合計							3,582,255	3,571,803			





政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:人権擁護局  
 担当者(連絡先):久保井 浩美(3592-8117)

評価実施時期:平成 年 月

<p>政策名</p>	<p>人権の擁護</p>	<p>番号</p>	<p>⑱</p>
<p>政策の概要</p>	<p>人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。</p>		
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>1 人権啓発の更なる推進                  (総合的評価)                  アンケート調査の結果、所期の目的に照らして十分な効果があった。                  具体的には、広く一般市民に人権問題について考えてもらう機会を提供することを目的とした人権啓発フェスティバルにおいて、人権に関するイベントに初めて参加した人の割合が半数を超えた(60.1%)。ハンセン病患者等に対する偏見・差別の解消を目的としたハンセン病に関するシンポジウムにおいて、アンケート回答者の95%以上が、ハンセン病に関する差別などを知ることに役立ったと回答した。                  なお、人権週間中の各種啓発活動については、講演会等イベント形式のものは参加者から高い評価を得ている一方、街頭啓発型の活動については、その効果の検証が難しく、啓発活動の在り方について今後検討する必要がある。</p> <p>(必要性)                  (1) 公益性                  人権は、すべての国民に保障されており、人権の擁護に関する事務は、全国的な処理の統一や行政としての中立公正が強く要請されている。                  (2) 官民の役割分担                  国は、人権啓発活動ネットワーク協議会の運営(事務局事務)を通じ、年間啓発活動計画を策定するなど構成員の啓発活動の企画、調整を実施する。一方、(財)人権教育啓発推進センターにおいては、人権関係情報データベースを作成することにより、同センターの情報収集及び研究成果がネットワーク協議会において活用されるなど、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとして、他の実施主体が行う人権啓発活動を側面から支援する役割を持つ。                  (3) 国と地方の役割分担                  国は、人権啓発活動ネットワーク協議会の運営(事務局事務)を通じ、年間啓発活動計画を策定するなど構成員の啓発活動の企画、調整を実施する。一方、ネットワーク協議会の構成員である地方公共団体は、各地域の特色に応じた啓発活動を実施する。                  (4) 民営化・外部委託の可否                  啓発事業の実施部門において委託可能なものはともかく、啓発事業の企画、立案業務については、中立・公正な立場で関係地方公共団体、関係団体等と連絡、調整等の業務を行う必要があり、全国的に一定水準の人権尊重思想の普及高揚を実現するという観点からも、民間委託等は困難である。                  (5) 緊急性の有無                  内閣府の世論調査結果において、日本で人権が侵害されるようなことが次第に多くなってきたと答えた者の割合が過去最高(42%)となっており、早急に人権尊重理念の普及を図り、人権侵害を防止する必要がある。                  (6) 他の類似施策                  なし                  (7) 社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否                  人権の尊重は、日本国憲法の基本原理であるものの、今なお、様々な人権課題が発生している。社会情勢の変化により人権課題は多様化しており、施策の推進の必要性は更に高まることから予想され、今日、人権の尊重が世界共通の行動基準とされるすう勢にあることからしても、人権啓発活動の廃止等を行うことはできない。</p> <p>(効率性)                  (1) コスト                  3,571,803千円の内数(平成22年度要求額)                  (2) 手段の適正性                  啓発活動については、人権啓発活動ネットワーク協議会が主体となり、国、地方公共団体等の構成員が連携して行っており、手段は適正、妥当なものである。                  (3) 効果とコストとの関係に関する分析                  各アンケート調査結果における高評価及びマスメディアによる報道回数が啓発活動の実施回数を上回っていることから、限られた行政資源で十分な効果をあげている。                  (4) 適切な受益者負担                  なし</p>		

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

(有効性)

(1) これまで達成された効果, 今後見込まれる効果

啓発活動については, 平成20年において, 延べ17万人以上の国民が参加していること, 各アンケート調査結果においても高評価を得ていることから, 本活動については, おおむね初期の事業効果があったと評価できる。

今後見込まれる効果としては, 引き続き多くの国民が参加できる啓発活動を実施し, 人権が尊重される社会の実現を図る。

(2) 効果の発現が見込まれる時期

継続して啓発活動を行っており, 効果は発現している。

(反映の方向性)

人権の擁護に関する施策については, 必要性, 効率性及び有効性が認められ, 引き続きこれらの施策を推進していく。

なお, 人権啓発フェスティバルにおいては, 参加者の年齢層に偏りがみられるため, 現在は少ない20代以下の参加者を増加させる方法を検討する。また, 参加者をより啓発効果の高い講演会等のイベントへと導く工夫も検討する。さらに, 人権週間中の各種啓発活動については, 効果の測定が困難な街頭啓発型を中心に, その在り方を見直し, マスメディアの注目を集められるような実施方法への変更など, より効果的・効率的な啓発活動の実施を検討する。

(その他)

行政支出総点検会議より, 業務の履行状況, 費用対効果について責任をもって点検すべき旨の指摘を受けた人権啓発活動ネットワーク協議会のホームページについては, 各ネットワーク協議会の事務局を務める法務局・地方法務局に対し, 適宜・適切な情報の更新を図るよう指示している。

## 2 人権相談・調査救済体制の整備

(総合的評価)

様々な人権問題の解決を図るため, 法務局・地方法務局及びその支局における常設人権相談所のほか, デパートや公共施設等において特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など, 面談, 電話及びインターネットなど様々な手段によって, いつでも気軽に人権相談ができる環境を整えた。

特に, 子ども, 高齢者, 障害のある人及び女性などに関する人権問題については, ①「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」の設置, ②「子どもの人権SOSミニレター」の全国の小・中学生への配布, ③高齢者施設, 知的障害者更生施設などの社会福祉施設等における特設相談所の開設等により, 人権侵害等の状況の内容の把握に努め, その結果, 人権侵害が認められる場合には, 迅速的確に救済措置を講じることができた。

(必要性)

(1) 公益性

人権問題を抱える相談者に適切な助言等を行い, 人権侵犯事件の被害者の救済を目的とするものであり, 公益性を有する施策である。

(2) 官民の役割分担

民間団体においては, それぞれの専門性を活かした相談・救済活動を行っているが, 法務省の人権擁護機関では, 幅広い相談内容に対応し, 例外的な場合を除き申告があった場合は速やかに救済手続を開始しており, 法律等の専門的知識を有する職員が公的機関として公平中立な立場から, 民間団体において解決が困難な事案についても積極的な対応を行っている。

(3) 国と地方の役割分担

地方公共団体においても, 各種の相談活動が行われ, また, 人権侵害の被害者の保護等にかかわる各種の施策が実施されており, 連携協力関係を深めている。

(4) 民営化・外部委託の可否

人権相談に関することは, 当省のほかすでに法務大臣が委嘱した民間人である人権擁護委員が無給で行っていることや, 人権相談内容に人権侵害の疑いがある場合には直ちに人権侵犯事件として救済手続を開始する必要があることから, 民営化・民間委託にはなじまない。また, 人権侵犯事件に係る調査及び被害の救済に関することは, 専門的知識を有する職員が, 公正公平な立場に立つて行う必要があり, 公務員の職務執行に伴う人権侵犯事案等, 国の人権擁護機関でなければ行うことが困難な分野が多く存在しており, 民営化・民間委託にはなじまない。

(5) 緊急性の有無

継続している施策である。

(6) 他の類似施策

なし

(7) 社会情勢の変化を受けた, 廃止, 休止の可否

現在においても, 様々な人権課題が発生しており, 施策の推進の必要性はさらに高まることが予想されるため, 廃止, 休止はできない。

	<p>(効率性)</p> <p>(1) コスト 3,571,803千円の内数(平成22年度要求額)</p> <p>(2) 手段の適正性 人権問題について、相談を通じて、相談者の抱えている問題状況が改善され、適正、迅速な救済手続による被害者救済の拡大のために、適正な手段である。</p> <p>(3) 費用対効果分析など効果とコストとの関係に関する分析 相談者の抱える問題状況が改善及び人権侵犯事件の被害者の救済という効果をコストの面で量ることは困難である。</p> <p>(4) 適切な受益者負担 なし</p> <p>(有効性)</p> <p>(1) これまで達成された効果、今後見込まれる効果 平成20年中に受けた人権相談の件数は、261,634件に上り、多くの人の問題が人権相談を通じ解消されるに至っており、本施策は有効である。今後見込まれる効果としては、子ども、高齢者、障害のある人及び女性に対する人権侵犯事件数は高水準であることから、今後も人権侵犯事件の端緒となる人権相談体制を充実強化していくことにより、相談を通じて相談者が抱えている人権侵害問題の解決を図る。 平成20年中に対応した人権侵犯事件数は21,298件に上り、本施策により多くの人の被害救済が図られている。今後見込まれる効果としては、様々な人権侵犯事件が発生している現在、高齢者や障害のある人など潜在化するおそれの高い被害者にかかる人権侵犯事件への取組を強化することにより、行政において簡易・迅速・柔軟な救済措置を講じ、実効的な被害の救済、予防を図る。</p> <p>(2) 効果の発現が見込まれる時期 継続して行っている施策であり、効果は発現している。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>人権侵犯事件の端緒を把握する人権相談体制の充実強化は、人権侵害による被害者の実効的救済のために必要不可欠であり、人権相談体制の周知等に努めるとともに、国民にとってより一層相談しやすい環境の整備に努めるなど、本施策を推進していく必要がある。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>子ども安全・安心加速化プラン(犯罪対策関係会議決定)</p>	<p>年月日</p> <p>平成18年6月</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>III-1-(2) 困難を抱えた子どもの相談活動の充実</p>

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理		評価方式	総合実績・事業	番号	⑱
	19年度	20年度				
歳出予算額（千円）						
（当初）	1,896,268	1,934,208		1,938,253		1,919,604
（補正後）	1,896,268	1,927,484		1,938,253		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）	203,139					
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	2,099,407	1,927,484				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	2,005,028	1,674,276				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	94,379	253,208				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	<p>目標：裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）の趣旨に従い、国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行するため、①訟務組織における人的・物的体制の充実・強化、②法律意見照会制度の積極的利用の促進を目標として、種々の施策を実施することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。</p> <p>測定方法：訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的な利用促進に係る各種施策について、①準備書面作成支援システムの改良内容及び改良に伴う事務の効率化状況、②モバイルパソコン等の導入状況、③訴訟担当者向けの研修、打合せ会等の開催回数、④行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況、⑤法律意見照会事件数、⑥法律意見照会事件事例集の作成及び活用状況を用いて、適正・迅速な訴訟の追行に与える効果を分析する。</p>					
政策評価結果を受けて改善すべき点	無駄削減の観点（行政支出総点検会議指摘事項）から、訴訟遂行に必要な会議の見直しを図り、経費の節減を含めた効率的かつ適正な執行を実施する。					
評価結果の予算要求等への反映状況	評価結果を踏まえ、適正・迅速な訴訟追行のため、引き続き、訟務事務担当者の育成と人的・物的資源の充実・強化等の体制整備を図ることとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理					番号	⑱			政策評価結果等 による見直し額
								(千円)		
予 算 科 目										
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	法務本省	訟務費	訟務遂行に必要な経費	1,938,253	1,919,604	-4,663	
	小計							1,938,253	1,919,604	-4,663
対応表に おいて◆ となっているもの										
	小計									
対応表に おいて○ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
小計										
対応表に おいて◇ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
小計										
合計							1,938,253	1,919,604	-4,663	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理				番号	⑱			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
国の利害に関係のある争訟に関する事務	A	1	1,938,253	1,919,604	△ 18,649	△ 4,663	△ 4,663	△ 4,663	執行状況を踏まえ、訟務遂行に必要な各種会議の見直しを行うことにより、同会議に係る旅費について予算の減額要求を行った。
合計			1,938,253	1,919,604	△ 18,649	△ 4,663	△ 4,663	△ 4,663	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:大臣官房訟務部門  
 担当者(連絡先):石井克典(内線2648)

評価実施時期:平成21年5月

<p>政策名</p>	<p>国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理</p>		<p>番号</p>	<p>⑱</p>
<p>政策の概要</p>	<p>裁判の迅速化に関する法律(平成15年法律第107号)の趣旨に従い、国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行するため、①訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び②法律意見照会制度の積極的利用の促進を目標として、種々の施策を実施することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。</p>			
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(施策の実施内容)                  ①準備書面作成支援システムの充実、②新たに導入したモバイルパソコンの活用により争点整理等に要する時間の短縮、準備書面等の作成の効率化、③各種会議等の開催による訟務担当者の能力向上、④所管行政庁等に対する法律意見照会制度の周知による利用促進、⑤法律意見照会事例集の活用による事務処理能力向上への寄与を図った。</p> <p>(必要性)                  国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは、国の正当な利益を擁護し、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律に基づいた行政活動の実施に寄与することにつながる。</p> <p>(効率性)                  上記(施策の実施内容欄)の施策を実施することは、訟務組織がこれまでに蓄積してきた裁判を適正・迅速に処理するためのノウハウをより一層向上させることになり、限られた行政資源で適正・迅速な訴訟追行をすることができる。</p> <p>(有効性)                  本案訴訟で地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの率(84.2パーセント)は前年度(82.3パーセント)を上回っており、これは、上記目標を実現するためのいずれの施策も訴訟追行の適正・迅速化に直接的・間接的に一定の効果として反映されたものと考えられ、それぞれの施策が的確かつ有効な手段であったといえる。</p> <p>(反映の方向性)                  必要性、効率性、有効性のいずれも相応に評価することができ、適正・迅速な訴訟追行のため、引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実・強化を図る。また、法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を実施する。                  なお、無駄の削減(行政支出総点検会議指摘事項)の観点から訴訟追行に必要な会議の見直しを図り、経費の節減を含めた効率的かつ適正な執行を実施していく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 ※個別表1-①に記載のとおり</p>			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等                  第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>年月日                  平成17年1月21日</p>	<p>記載事項(抜粋)                  国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。</p>	



## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	出入国の公正な管理		評価方式	総合・実績・事業	番号	⑳
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	21,038,905	22,037,787	22,514,893	22,644,612		
（ 補 正 後 ）	20,684,742	22,430,826	26,098,814			
前年度繰越額（千円）	-	0				
予備費使用額（千円）	-	0				
流用等増△減額（千円）	-	0				
歳出予算現額（千円）	-	22,430,826				
支出済歳出額（千円）	-	<0>				
翌年度繰越額（千円）	-	21,133,108				
不用額（千円）	-	489,429				
	-	808,289				
	-	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	<p>達成目標1に関しては、摘発体制の強化等の状況、水際対策の強化の状況及び不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施状況に留意しつつ、我が国における不法滞在者数(統計値としての不法残留者数及び推定値である不法入国者数の合計)に着目することにより、不法滞在者対策の推進を図ることができたかを評価する。</p> <p>達成目標2に関しては、全空港において、外国人の入国審査に要する待ち時間を計測し、そのうち最長であった者の待ち時間が20分を超えないよう努めることとする。</p>					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>無駄削減の観点から、出入国の公正な管理における事業の見直しを図り、経費の節減を含めた効率的かつ適正な執行を実施する。</p>					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>政策評価の結果、一定の効果がみられるものの、予算執行調査結果を踏まえ、プレクリアランス事業を休止することにより、予算の減額要求を行った。</p> <p>このほか、不法滞在者縮減に向けた更なる厳格化のため、組織として地方入国管理局支局（東京入国管理局羽田空港支局）の増設などを要求しているほか、人員として同支局における出入国審査要員等137人及び違反調査要員等20人、その他、地方空港における出入国審査要員10人、地方入国管理局における在留管理要員40人及び難民(審判)要員17人を要求している。</p> <p>また、外国人の円滑な受入のため、組織として地方入国管理局支局の増設（再掲）、人員として同支局における出入国審査要員等137人(再掲)、地方空港における出入国審査要員10人(再掲)を要求している。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	出入国の公正な管理				番号	⑳			政策評価結果等 による見直し額
							(千円)		
	予 算 科 目								
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	法務本省	出入国管理企画調整推進費	出入国管理の企画調整及び推進に必要な経費	5,492,365	5,587,177	
	A	2	一般	法務本省	出入国管理企画調整推進費	出入国管理業務・システムの最適化実施に必要な経費	39,282	39,282	
	A	3	一般	地方入国管理官署	出入国管理業務費	出入国管理業務に必要な経費	7,160,358	6,877,579	△ 33,154
	A	4	一般	地方入国管理官署	出入国管理業務費	出入国管理業務・システムの最適化実施に必要な経費	9,822,888	10,140,574	△ 14,625
	小計							22,514,893	22,644,612
対応表において◆ となっているもの									
	小計								
対応表において○ となっているもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
	小計								
対応表において◇ となっているもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
	小計								
合計							22,514,893	22,644,612	△ 47,779

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	出入国の公正な管理			番号	㉔				
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
円滑な出入国管理の実施	A	3	7,160,358	6,877,579	△ 282,779	△ 33,154	△ 33,154		政策評価の結果、一定の効果がみられるものの、予算執行調査結果を踏まえ、プレクリアランス事業を休止することにより、予算の減額要求を行った。
出入国管理に関する業務及びシステムの効率化	A	4	9,822,888	10,140,574	317,686	△ 36,678	△ 14,625	△ 22,053	評価実施時期は24年度であるので、最適化計画行程表に基づき、22年度も引き続き要求した。また、政策評価の結果、一定の効果がみられるものの、財務省の予算執行調査結果を踏まえ、プレクリアランス事業を休止するとともに、通信専用料（イーサネットワーク回線）の契約プランの見直しを行うことにより、予算の減額要求を行った。
合計			16,983,246	17,018,153	34,907	△ 69,832	△ 47,770	△ 22,053	

事務事業名	整理番号	予算額(千円)			見直し額(A)			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
口 01					△ 00,000	△ 00,000	△ 00,000	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名: 入国管理局  
 担当者: 補佐官(予算担当)北園 達郎 03-3580-4111(2726)

評価実施時期: 平成21年8月

<p>政策名</p>	<p>出入国の公正な管理</p>		<p>番号</p>	<p>⑳</p>																																									
<p>政策の概要</p>	<p>平成20年度までの5年間で不法滞在者を半減させ我が国社会の安全と秩序の維持を目指すとともに、我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。</p>																																												
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>                  〔達成目標1〕                  不法残留者数は、依然として高水準にあり、適正な出入国管理の実施を妨げているのみならず、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしていること等から、緊急に施策を実施する必要があるところ、不法滞在者の半減について、おおむね達成することができたと評価できる。                  〔達成目標2〕                  現在我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、円滑な出入国審査を実施することにより国際協調と国際交流を増進し、観光立国実現に貢献することが求められているところ、入国審査待ち時間短縮に向けた取組が一定の成果を挙げたものと評価できる。</p> <p><b>(必要性)</b>                  〔達成目標1〕                  適正な出入国管理を実施することは国の本来的業務であり、また、不法残留者数等は依然として高水準にあり、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしていることから、社会のニーズに合致している。                  〔達成目標2〕                  公正な出入国管理は国が本来的に担うべきものであり、また、「観光立国推進基本計画」が閣議決定されており、観光立国実現に向けた取組を推進するために求められているものである。</p> <p><b>(効率性)</b>                  〔達成目標1〕                  様々な施策を駆使することにより、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めている。                  〔達成目標2〕                  出入国審査の円滑化と出入国管理の厳格化という一見相反する要請に対し、考え得る様々な施策を実施し、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めている。</p> <p><b>(有効性)</b>                  〔達成目標1〕                  不法滞在者の半減について、おおむね達成することができたことから、取組は妥当と考えられ、所期の事業効果が得られたものと評価できる。                  〔達成目標2〕                  A P I S の効果的な活用やセカンダリ審査の実施等により、入国審査の迅速化・円滑化を図っており、妥当な取組であると考えている。                  また、主要空港では、目標値である最長待ち時間を年平均では20分以下とすることはできなかった。しかしながら、平成20年11月、12月において、成田空港及び中部空港では目標を達成しており、また、主要4空港以外の空港では、3割程度が目標を達成しているなど、審査待ち時間短縮に向けた取組が一定の成果を挙げたものと考えられる。</p> <p><b>(反映の方向性)</b>                  〔達成目標1〕                  今後は不法滞在者を生まない社会の構築のための施策を強力に進めていく予定である。                  〔達成目標2〕                  待ち時間の短縮に有効と考えられるA P I S等の効率的な実施を推進していくほか、入国審査の待ち時間を短縮するために、入国審査官の一層の機動的な配置等の運用を図っていく予定である。                  なお、無駄の削減(行政支出総点検会議指摘事項)の観点から、プレクリアランスの見直しと到着時審査前の出入国カードの点検の適切な実施方策の検討などを行い、待ち時間短縮に向けた施策の更なる効率化を図るなど今後ともより適切に実施することとしている。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="430 1344 1212 1971"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔達成目標1〕 平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。</td> <td>平成20年末における我が国における不法滞在者数(推計値)</td> <td>人</td> <td>25万 (15年度)</td> <td>19.5万人</td> <td>17.4万人</td> <td>12.8~13.6万人</td> <td>12.5万 (20年度)</td> <td>このような施策を通じて不法滞在者数を半減することにより、外国人の不正な入国及び在留を抑制し、我が国社会の安全と秩序の維持を目指すことができる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔参考指標〕 厳格な出入国審査、強力な摘発、円滑な送還等不法滞在者縮減のための施策の実施状況</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>効果的な不法滞在者対策の実施</td> </tr> <tr> <td>〔達成目標2〕 円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。</td> <td>空港での審査に要する最長待ち時間</td> <td>分</td> <td>- (20年度)</td> <td></td> <td></td> <td>成田国際空港・関西国際空港・中部国際空港及びその他の地方空港ともに平均30分台</td> <td>20分以下 (20年度)</td> <td>空港における入国審査は、外国人観光客が我が国で最初に体験するものであり、当該外国人が我が国に対して抱く印象に大きく影響するものである。外国人観光客が気持ちよく我が国に入国するためには、空港における審査待ち時間を短縮することは非常に重要と考えられ、観光立国を実現する上で欠かせないものである。</td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	〔達成目標1〕 平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。	平成20年末における我が国における不法滞在者数(推計値)	人	25万 (15年度)	19.5万人	17.4万人	12.8~13.6万人	12.5万 (20年度)	このような施策を通じて不法滞在者数を半減することにより、外国人の不正な入国及び在留を抑制し、我が国社会の安全と秩序の維持を目指すことができる。		〔参考指標〕 厳格な出入国審査、強力な摘発、円滑な送還等不法滞在者縮減のための施策の実施状況	-	-	-	-	-	-	効果的な不法滞在者対策の実施	〔達成目標2〕 円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。	空港での審査に要する最長待ち時間	分	- (20年度)			成田国際空港・関西国際空港・中部国際空港及びその他の地方空港ともに平均30分台	20分以下 (20年度)	空港における入国審査は、外国人観光客が我が国で最初に体験するものであり、当該外国人が我が国に対して抱く印象に大きく影響するものである。外国人観光客が気持ちよく我が国に入国するためには、空港における審査待ち時間を短縮することは非常に重要と考えられ、観光立国を実現する上で欠かせないものである。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																	
				18年度	19年度	20年度																																							
〔達成目標1〕 平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。	平成20年末における我が国における不法滞在者数(推計値)	人	25万 (15年度)	19.5万人	17.4万人	12.8~13.6万人	12.5万 (20年度)	このような施策を通じて不法滞在者数を半減することにより、外国人の不正な入国及び在留を抑制し、我が国社会の安全と秩序の維持を目指すことができる。																																					
	〔参考指標〕 厳格な出入国審査、強力な摘発、円滑な送還等不法滞在者縮減のための施策の実施状況	-	-	-	-	-	-	効果的な不法滞在者対策の実施																																					
〔達成目標2〕 円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。	空港での審査に要する最長待ち時間	分	- (20年度)			成田国際空港・関西国際空港・中部国際空港及びその他の地方空港ともに平均30分台	20分以下 (20年度)	空港における入国審査は、外国人観光客が我が国で最初に体験するものであり、当該外国人が我が国に対して抱く印象に大きく影響するものである。外国人観光客が気持ちよく我が国に入国するためには、空港における審査待ち時間を短縮することは非常に重要と考えられ、観光立国を実現する上で欠かせないものである。																																					
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」</p> <p>「観光立国推進基本計画」</p>	<p>年月日</p> <p>平成15年12月</p> <p>平成19年6月29日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>「犯罪の温床となる不法滞在者を、今後5年間で半減させ、(以下略)」</p> <p>「出入国手続の迅速化・円滑化を図り、外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を20分以下にすることを目標とする。」</p>																																										

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名: 入国管理局  
 担当者: 補佐官(予算担当)北園 達郎 03-3580-4111(2726)

評価実施時期: 平成24年度

<p>政策名</p>	<p>出入国の公正な管理</p>		<p>番号</p>	<p>⑳</p>																							
<p>政策の概要</p>	<p>出入国審査、在留審査及び退去強制等に関する外国人入国管理システムを始めとした各種システムについて、いわゆるレガシーシステムからオープンシステムに刷新する。</p>																										
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                  システム運用経費全体の抑制効果が発生する目標達成年度は平成24年度からであるため、現時点では指標に係る達成状況について評価することは困難であるが、平成20年度においては位置情報システムの運用を開始したところであり、目標達成に向けた取組が着実に進展しているものと評価できる。</p> <p><b>(必要性)</b>                  公正な出入国管理は、本来的に国が担うべきものであるところ、諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT(情報通信技術)を最大限活用した業務・システムを取り入れ、より一層の業務の効率化・合理化を図ることは社会のニーズに合致している。</p> <p><b>(効率性)</b>                  出入国管理行政の円滑化と厳格化という一見相反する要請に直面している入国管理局としては、一層の業務の効率化・合理化を図るため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、ITを最大限活用した業務・システムを取り入れるなど限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。</p> <p><b>(有効性)</b>                  「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」における最適化工程表の工程どおりに取り組んでおり、取組は妥当である。また、目標達成に向けた取組が着実に進展しているものと評価できる。</p> <p><b>(反映の方向性)</b>                  引き続き、平成20年度に実施した次世代出入国審査システム(日本人部分)の開発を踏まえた同システムの導入に向けて取り組んでいくとともに、その他の次世代システムの詳細設計等を実施していくこととしている。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="414 1422 1252 1989"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。</td> <td>いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果</td> <td>円</td> <td>54.9億円 (18年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>オープンシステム汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間35.8億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間44.6億円に抑制する。</td> <td>現行の出入国管理システムにおいては、出入国審査、在留資格審査、退去強制手続といった各業務に対応したシステムを運用するために多額のコストと時間を要しているほか、出入国管理関係業務は今後も増加傾向が続くものと予測されることから、システムの刷新によりこれに対処することが不可欠である。</td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方				出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	円	54.9億円 (18年度)				オープンシステム汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間35.8億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間44.6億円に抑制する。	現行の出入国管理システムにおいては、出入国審査、在留資格審査、退去強制手続といった各業務に対応したシステムを運用するために多額のコストと時間を要しているほか、出入国管理関係業務は今後も増加傾向が続くものと予測されることから、システムの刷新によりこれに対処することが不可欠である。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方															
出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	円	54.9億円 (18年度)				オープンシステム汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間35.8億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間44.6億円に抑制する。	現行の出入国管理システムにおいては、出入国審査、在留資格審査、退去強制手続といった各業務に対応したシステムを運用するために多額のコストと時間を要しているほか、出入国管理関係業務は今後も増加傾向が続くものと予測されることから、システムの刷新によりこれに対処することが不可欠である。																			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																								

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	法務行政における国際協力の推進		評価方式	実績評価方式	番号	21
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	140,488	155,514	183,830	177,534		
（ 補 正 後 ）	140,488	155,386				
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	140,488 <0>	155,386 <0>				
支出済歳出額（千円）	135,128	148,091				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	5,360 <0>	7,295 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法						
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても高い評価を得て目標を達成できたという結果を踏まえ、「法整備支援に関する基本方針」等に表示された法制度整備支援事業の戦略的な展開を推進するものとして、刑事司法運営の改善、国際協力推進及び法制度整備支援活動のための経費等を平成22年度概算要求に計上することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第12回国連犯罪防止刑事司法会議出席及び同会議のフォローアップ専門家会議開催等 要求額 26,041千円（新規）</li> <li>・グッドガバナンス地域セミナー開催 要求額 11,520千円（21年度予算額12,203千円）</li> <li>・汚職防止刑事司法支援 要求額 3,442千円（21年度予算額3,541千円）</li> <li>・中央アジア諸国法整備支援 要求額 4,521千円（21年度予算額7,373千円）</li> <li>・ラオス法整備支援 要求額 3,856千円（21年度予算額5,611千円）</li> <li>・ベトナム法整備支援 要求額 5,242千円（21年度予算額6,912千円）</li> <li>・中国法整備支援 要求額 7,829千円（21年度予算額8,058千円）</li> <li>・カンボジア法整備支援 要求額 3,822千円（21年度予算額4,192千円）</li> <li>・インドネシア法整備支援 要求額 1,747千円（21年度予算額2,117千円）</li> <li>・日韓パートナーシップ研修 要求額 1,232千円（21年度予算額1,236千円）</li> <li>・基盤整備 要求額 39,198千円（21年度予算額44,456千円）</li> </ul>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		法務行政における国際協力の推進				番号	21		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	法務総合研究所	国際協力推進費	国際協力に必要な経費	183,830	177,534	
	小計							183,830	177,534
対応表に おいて◆ となっているもの									
	小計								
対応表に おいて○ となっているもの							<	><	>
							<	><	>
							<	><	>
	小計								
対応表に おいて◇ となっているもの							<	><	>
							<	><	>
							<	><	>
	小計								
合計							183,830	177,534	



政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	法務行政における国際協力の推進			番号	21			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
合計								

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:法務総合研究所  
 担当者(連絡先):井原孝博(内線2814)

評価実施時期:平成21年8月

政策名	法務行政における国際協力の推進		番号	21																																																																
政策の概要	国際連合に協力して行う研修・研究及び調査,並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し,法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより,国際協力を推進する。																																																																			
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)                      達成目標に掲げた各指標については,いずれも目標を達成できたと評価できる。</p> <p>(必要性)                      開発途上国から我が国に対する支援要請が高まりを見せる中,これらの国々に対する支援を行うことは国連を含む国際社会から強く要請されているところである。一方で,国際社会の平和と安全に貢献する法制度整備支援を我が国の国際協力・国際貢献としてより一層充実していくことも求められており,国際社会で枢要な地位を占める我が国としては,それらに応える責務があると同時に,積極的に推進していくことが必要不可欠である。</p> <p>(効率性)                      国際研修等では開発途上国を中心に多数の国から参加が得られ,質の高い内容の研修を行うことにより効率的な研修を実施することができ,法制度整備支援の実施に当たっても,その効果が最大限になるよう多様な衆生を組み合わせる支援を実施しており,大きな成果を挙げたことから,本施策は効率的に実性の観点から高く評価できる。</p> <p>(有効性)                      参加した研修員の満足度はいずれも80%を超えており,地域セミナーでの勧告採択などの成果や国際会議の出席によって得られた情報及び人的ネットワークなどは,今後の国際研修の運営に役立つばかりか,我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであったことから,本施策の実施は有効性の観点から高く評価できる。</p> <p>(反映の方向性)                      施策については,必要性,効率性,有効性のいずれの観点においても高く評価できるところ,国連との協定,「G8司法・内務大臣会議」の結果,「法制度整備支援に関する基本方針」を受けて,法務省が取り組む国際協力推進の礎として,本施策を引き続き積極的に推進していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="418 1518 1248 1825"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国際研修・ セミナーの 実施</td> <td>実施件数</td> <td>回</td> <td></td> <td>7回</td> <td>11回</td> <td rowspan="3">前年度実績 を維持</td> <td rowspan="5">基本目標を達成するため には,効果的な各種研修 を通じて,諸外国におい てこれらの分野を担う人 材の能力の向上を図り, 必要な知識・手法を習得 させることが必要である ことから,その達成状況を 測るため,それぞれを指 標とした。</td> </tr> <tr> <td>参加人員</td> <td>人</td> <td></td> <td>72人</td> <td>114人</td> </tr> <tr> <td>満足度</td> <td>%</td> <td></td> <td>80%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法制等の調 査研究の実 施</td> <td>派遣件数</td> <td>件</td> <td></td> <td>4件</td> <td>3件</td> <td rowspan="2">同上</td> </tr> <tr> <td>招へい数</td> <td>人</td> <td></td> <td>9人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国際会議の 開催</td> <td>開催回数</td> <td>回</td> <td></td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td rowspan="2">同上</td> </tr> <tr> <td>参加人員</td> <td>人</td> <td></td> <td>105人</td> <td>121人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国際会議へ の参加</td> <td>参加回数</td> <td>回</td> <td></td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td rowspan="2">同上</td> </tr> <tr> <td>参加人員</td> <td>人</td> <td></td> <td>5人</td> <td>4人</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値		目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	国際研修・ セミナーの 実施	実施件数	回		7回	11回	前年度実績 を維持	基本目標を達成するため には,効果的な各種研修 を通じて,諸外国におい てこれらの分野を担う人 材の能力の向上を図り, 必要な知識・手法を習得 させることが必要である ことから,その達成状況を 測るため,それぞれを指 標とした。	参加人員	人		72人	114人	満足度	%		80%	80%	法制等の調 査研究の実 施	派遣件数	件		4件	3件	同上	招へい数	人		9人	8人	国際会議の 開催	開催回数	回		1回	1回	同上	参加人員	人		105人	121人	国際会議へ の参加	参加回数	回		3回	3回	同上	参加人員	人		5人	4人
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																																										
				19年度	20年度																																																															
国際研修・ セミナーの 実施	実施件数	回		7回	11回	前年度実績 を維持	基本目標を達成するため には,効果的な各種研修 を通じて,諸外国におい てこれらの分野を担う人 材の能力の向上を図り, 必要な知識・手法を習得 させることが必要である ことから,その達成状況を 測るため,それぞれを指 標とした。																																																													
	参加人員	人		72人	114人																																																															
	満足度	%		80%	80%																																																															
法制等の調 査研究の実 施	派遣件数	件		4件	3件	同上																																																														
	招へい数	人		9人	8人																																																															
国際会議の 開催	開催回数	回		1回	1回	同上																																																														
	参加人員	人		105人	121人																																																															
国際会議へ の参加	参加回数	回		3回	3回	同上																																																														
	参加人員	人		5人	4人																																																															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 法整備支援に関する基本方針	年月日 平成21年4月22日 (第21回海外経済 協力会議)	記載事項(抜粋) ……法制度整備支援は…我が国が将来に渡り,国際社会での名誉ある地位を保持し ていくための有効なツールであり,戦略的な支援を展開していく必要がある。																																																																	

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	施設の整備		評価方式	総合・実績(事業)	番号	23
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	27,013,819	31,524,390	37,530,253	29,492,120		
（ 補 正 後 ）	40,723,972	43,340,361	124,611,130			
前年度繰越額（千円）	72,147,579	53,337,920				
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	112,871,551	96,678,281				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	59,531,576	67,792,167				
翌年度繰越額（千円）	53,337,920	28,884,611				
不用額（千円）	2,055	1,503				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行うことが達成すべき目標であり、同目標の達成度合いの測定方法については、「事業計画の効果」が適正に反映されていることを確認する。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第3号に該当する政策について、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施し、新規採択事業としての要件を満たしたものについて、施設の整備に要する経費を要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	施設の整備					番号	23		政策評価結果等 による見直し額		
	(千円)										
	予 算 科 目								21年度 当初予算額	22年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項						
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	法務本省	法務省施設費	法務省施設整備に必要な経費		24,361,490	21,383,276		
	A	2	一般	法務本省	法務省施設費	民間資金等を活用した法務省施設整備に必要な経費		2,097,995	2,097,995		
	A	3	登記特別		施設整備費	施設整備に必要な経費		11,043,757	5,983,838		
	A	4	登記特別		施設整備費	民間資金等を活用した登記所の施設整備に必要な経費		27,011	27,011		
	小計								37,530,253	29,492,120	
対応表に おいて◆ となっているもの											
	小計										
対応表に おいて○ となっているもの								<	>	>	
								<	>	>	
								<	>	>	
								<	>	>	
	小計										
対応表に おいて◇ となっているもの								<	>	>	
								<	>	>	
								<	>	>	
								<	>	>	
	小計										
合計								37,530,253	29,492,120		



政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備		番号	23												
施 策 の 概 要	<p>新営の必要に迫られている法務総合庁舎等を整備し、業務効率の改善，利用者へのサービスの向上を図る。</p> <p>(1) 松戸法務総合庁舎新営工事 (2) 岡山法務総合庁舎新営工事</p>															
施 策 に 関 す る 評 価 結 果 の 概 要 と 達 成 す べ き 目 標 等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>事業計画の必要性，事業計画の合理性，事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果，新規採択事業としての要件を満たしている。</p> <table border="1" data-bbox="531 943 1410 1200"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 943 817 1099">                     評価の観点 (基準) 名 称                 </th> <th data-bbox="817 943 1015 1099">                     事業計画の必要性 (100点以上)                 </th> <th data-bbox="1015 943 1211 1099">                     事業計画の合理性 (100点)                 </th> <th data-bbox="1211 943 1410 1099">                     事業計画の効果 (100点以上)                 </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 1099 817 1149">松戸法務総合庁舎新営工事</td> <td data-bbox="817 1099 1015 1149">125点</td> <td data-bbox="1015 1099 1211 1149">100点</td> <td data-bbox="1211 1099 1410 1149">133点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1149 817 1200">岡山法務総合庁舎新営工事</td> <td data-bbox="817 1149 1015 1200">114点</td> <td data-bbox="1015 1149 1211 1200">100点</td> <td data-bbox="1211 1149 1410 1200">146点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 松戸法務総合庁舎新営工事については，平成24年度以降の事業費要求を予定していたところ，評価基準の見直しを行い，設計費を事業費に含める扱いとしたため，本年度に事業計画の効果を含めた評価を実施する。</p>				評価の観点 (基準) 名 称	事業計画の必要性 (100点以上)	事業計画の合理性 (100点)	事業計画の効果 (100点以上)	松戸法務総合庁舎新営工事	125点	100点	133点	岡山法務総合庁舎新営工事	114点	100点	146点
評価の観点 (基準) 名 称	事業計画の必要性 (100点以上)	事業計画の合理性 (100点)	事業計画の効果 (100点以上)													
松戸法務総合庁舎新営工事	125点	100点	133点													
岡山法務総合庁舎新営工事	114点	100点	146点													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年 月 日	記載事項（抜粋）													

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	法務行政の情報化		評価方式	番号	24
	19年度	20年度			
歳出予算額（千円）					
（ 当 初 ）	1,241,493	1,294,224	1,398,711	1,311,432	
（ 補 正 後 ）	1,241,493	1,256,303			
前年度繰越額（千円）					
予備費使用額（千円）					
流用等増△減額（千円）					
歳出予算現額（千円）		1,256,303			
支出済歳出額（千円）		1,255,755			
翌年度繰越額（千円）					
不用額（千円）			548		
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	法務行政手続の情報化及び業務システムの基盤整備を更に推進する。				
政策評価結果を受けて 改善すべき点					
評価結果の予算要求等 への反映状況					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	法務行政の情報化					番号	24		政策評価結果等 による見直し額
	(千円)								
予 算 科 目									
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	法務省	法務行政情報化推進費	法務行政情報化推進に必要な経費	1,398,711	1,311,432	
	小計							1,398,711	1,311,432
対応表に おいて◆ となっているもの									
	小計								
対応表に おいて○ となっているもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
小計									
対応表に おいて◇ となっているもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
小計									
合計							1,398,711	1,311,432	



政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	法務行政の情報化			番号	24			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
合計								

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	総合法律支援の充実強化		評価方式	—	番号	—
	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	20,306,148	19,477,718	26,202,660	32,729,115		
（ 補 正 後 ）	18,624,784	19,477,718	26,202,660			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	18,624,784	19,477,718				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	17,708,883	18,695,019				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	915,901	782,699				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	国選弁護人の確保等，総合法律支援の一層の充実を図る。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	該当なし					
評価結果の予算要求等 への反映状況	該当なし					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	総合法律支援の充実強化					番号	-		(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの									
	小計						の内数	の内数	
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	総合法律支援の充実強化に必要な経費	15,795,944	17,187,563	
	B	2	一般	法務本省	日本司法支援センター運営費	日本司法支援センター運営費交付金に必要な経費	10,406,716	15,541,552	
	小計						26,202,660 の内数	32,729,115 の内数	
対応表において○ となっているもの						< >	< >		
						< >	< >		
						< >	< >		
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの						< >	< >		
						< >	< >		
						< >	< >		
	小計						の内数	の内数	
合計						26,202,660 の内数	32,729,115 の内数		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	総合法律支援の充実強化			番号	-			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
合計								